

# 第3次えびの市男女共同参画基本計画

## 事業実施状況報告書

【令和4年度事業】

## 目 次

|                                    | ページ |
|------------------------------------|-----|
| I 男女共同参画事業に係る評価の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1   |
| II 令和4年度事業評価一覧及び評価結果・・・・・・・・・・・・・・ | 4   |

### (参考資料)

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 資料1 審議会等の委員への女性の参画状況・・・・・・・・・・・・   | 15 |
| 資料2 各審議会女性委員参画状況一覧表(令和5年3月31日現在)・・ | 16 |

# I 男女共同参画事業に係る評価の概要

## 1. 評価の目的

えびの市では、男女共同参画社会の形成の促進に向けて「男女共同参画社会基本法」及び「えびの市男女共同参画推進条例」(平成22年4月1日施行)に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として、平成31年3月に「第3次えびの市男女共同参画基本計画」(2019年度～2023年度)を策定しました。この計画は、条例に規定されている6つの基本理念に基づき、3つの基本目標、7つの重点目標、65の施策を掲げ、男女共同参画に関する各種施策を全庁的に取り組んでいます。

また、国の「女性活躍推進法」に基づく市町村基本計画も盛り込んだ計画となっています。そのため、各課にわたる計画の進捗状況を確実に把握し、その評価を行うことにより、計画を実効性あるものとし、さらなる男女共同参画社会の形成の促進を図るため、えびの市男女共同参画推進条例第4条の規定に基づき、「第3次えびの市男女共同参画基本計画」に位置付けられた事業について、評価や課題などを公表するものです。

## 2. 計画の体系

### 【基本理念】

えびの市男女共同参画推進条例第3条第1項から6項に規定されています。

- すべての人の人権の尊重
- 社会における制度又は慣行についての配慮
- 政策・方針の立案及び決定等への共同参画
- 社会のあらゆる分野での教育及び学習機会の確保
- 性の尊重に基づく健康への配慮
- 国際理解及び国際協力

### 【基本目標】

- 一人ひとりの人権が尊重され、尊厳をもって生きることができる人づくり
- 固定的性別役割分担意識にとらわれず、多様な生き方ができる環境づくり
- 男女が共に個性と能力を発揮し、多様性に富んだ豊かで活力ある地域づくり

### 【重点目標】

1. 固定的性別役割分担意識に基づく制度・慣行の見直しに向けた、男女共同参画意識の醸成を図る教育・学習の推進
2. 男女ともに「個人の能力発揮」が可能であり、仕事と生活の調和が図れる就業環境の整備  
【えびの市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画1】
3. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大  
【えびの市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画2】
4. 男女の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の根絶
5. 「すべての人の人権の尊重」を踏まえる健康支援
6. 生活上の困難や課題をかかえる人々が安心して暮らせる環境の整備
7. 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進

### 3. 評価方法・評価の流れ

#### 行政内部評価

##### (1) 一次評価(事業担当課)

- 各事業担当課へ「男女共同参画基本計画 事業評価シート」作成依頼
- 担当課による事業評価シート作成・提出
  - ①事業実施にあたり男女共同参画の視点をどの程度配慮しているか以下の「配慮項目」により評価を行う。
  - ②「男女共同参画の視点で工夫した点・事業効果・課題などの記入
  - ③どちらかという配慮できなかった、配慮できなかった理由を記入

#### 【配慮項目】

|   | 配慮項目(男女共同参画の視点)                                       |
|---|---|
| 1 | 事業の企画・立案・実施にあたり、男女双方の意見を参考にしたか。                       |
| 2 | 事業が「男だから」「女だから」という性別による固定的な役割分担意識にとらわれない内容になっているか。    |
| 3 | 男女双方にとって、利用・参加しやすいよう配慮しているか。(日時・一時保育・情報提供等)           |
| 4 | 案内文書・資料・広報紙・ホームページ等のイラストや言葉など男女共同参画に配慮した表現となるよう工夫したか。 |
| 5 | 事業の効果が男女それぞれに及ぶように配慮したか。                              |

※事業内容には該当しない(評価対象外)

#### 【評価基準】

「男女共同参画の視点」の配慮を踏まえて

|   |                 |
|---|-----------------|
| 4 | 配慮できた           |
| 3 | どちらかという配慮できた    |
| 2 | どちらかという配慮できなかった |
| 1 | 配慮できなかった        |
| 0 | 実施できなかった        |
| — | 該当しない(評価対象外)    |

※準備はしていたが、事情により実施できなかった場合は「0」ではなく「1から4」で評価する。

※計画、準備が全く実施できなかった場合は「0」

### 【当該事業の一次評価の目安】

|   | 配慮できた割合    | 一次評価の目安         |
|---|------------|-----------------|
| A | 80%以上      | 配慮できた           |
| B | 50%以上80%未満 | どちらかという配慮できた    |
| C | 20%以上50%未満 | どちらかという配慮できなかった |
| D | 20%未満      | 配慮できなかった        |
| — | —          | 該当しない(評価対象外)    |

※配慮できた割合とは、

事業実施に当たり、該当する配慮項目について、どのくらい配慮できたか数値化したものです。該当する配慮項目(「—:該当しない」項目を除いたもの)の評価の合計を、評価がすべて4評価だった場合の評価点の合計で割ることで算出

例) 配慮項目5つの内、該当する配慮項目が4項目あり、うち4点が2項目、3点が1項目、1点が1項目だった場合

①該当する配慮項目の評価点の合計

4点×2項目=8点 3点×1項目=3点 1点×1項目=1点 合計12点

②該当する配慮項目がすべて4評価であれば、4点×4項目=16点

③配慮度(達成率)

①12点÷②16点×100=75%であることから、B評価となる

### (2) 二次評価(男女共同参画行政推進会議)

男女共同参画の視点の配慮のもとで行われたかを、重点目標ごとに評価

#### 【評価基準】

A:進捗している

B:どちらかという進捗している

C:どちらかという進捗していない

D:進捗していない

### (3) 外部評価(男女共同参画推進審議会)

内部評価について多角的な視点を高めるため、市民で構成する審議会に報告し、意見等をいただく。

### (4) 各課へフィードバック・ホームページ公表

行政推進会議から事業担当課へフィードバックし、次年度以降事業実施に反映

II 令和4年度事業評価一覧及び評価結果

【重点目標1】 固定的性別役割分担意識に基づく制度・慣行の見直しに向けた、男女共同参画意識の醸成を図る教育・学習の推進

【施策の方向1】 固定的性別役割分担意識に基づく制度・慣行の見直しにつながる、市民一人ひとりの男女共同参画意識の醸成を図る広報・啓発の推進

| 施策番号 | 男女共同参画施策                        | 事業番号 | 事業名                             | 担当課 | 実施した内容   | 評価の理由   | 「どちらか」といって配慮できなかった」、「配慮できなかった」理由や課題 | 推進会議<br>評価 |
|------|---------------------------------|------|---------------------------------|-----|--|---|-------------------------------------|------------|
| 1    | 男女共同参画についての市民の関心と理解を促進する広報活動の充実 | 1    | 男女共同参画推進事業<br>男女共同参画に関する広報の充実   | 総務課 | 市民への周知及び意識啓蒙の浸透を図るため、市広報紙等を活用し情報提供を行った。<br>1. 市広報紙へ記事掲載（年6回 偶数月）<br>2. 男女共同参画情報誌「とらいあんぐる」を発行し、全戸配布、市ホームページに掲載した。   | 掲載記事については、関心を持ってもらえるような内容にし、全戸配布することで広く周知することができた。  |                                     | A          |
| 2    | 広く市民を対象とする男女共同参画に関する学習の推進       | 2    | 男女共同参画推進事業<br>男女共同参画研修会・出前講座の実施 | 総務課 | 男女共同参画セミナー：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。<br>出前講座：宮崎県男女共同参画地域推進員と連携を図り、上江小中学校家庭教育で実施。（6月29日 参加者 13名）   | 県男女共同参画地域推進員と連携を図ることで、よりわかりやすく男女共同参画について啓発することができた。 |                                     | A          |
| 3    | 人権に関する研修等への「男女の人権の尊重」の視点の浸透     | 3    | 人権同和対策事業<br>人権セミナー等の実施          | 総務課 | 市民の人権意識の高揚を図ることを目的に人権セミナーを3回実施した。<br>第1回 6月30日 性的少数者の人権 参加者 66名（男性34名/女性32名）<br>第2回 7月7日 犯罪被害者等の人権 参加者 60名（男性36名/女性24名）<br>第3回 7月21日 同和問題 参加者 63名（男性41名/女性22名）   | 人権セミナーに参加しやすくなるように、一時保育や手話通訳の希望者を募るなど配慮を行った。        |                                     | A          |
| 4    | 性の多様性についての理解促進                  | 4    | 人権同和対策事業<br>情報提供                | 総務課 | 性的少数者に対する理解を深めるための研修会や情報提供等を行った。<br>1. パネル展示：プライド月間・男女共同参画週間<br>2. 人権セミナー：性的少数者の人権 参加者 66名（男性34名/女性32名）<br>3. LGB T交流会「レインボービュー宮崎」主催による「LGB T交流会&学習会 in えびの市」を開催<br>4. LGB T Q個別相談会を実施<br>5. 市内掲示板を活用した情報提供を実施 | LGB T Qに関する様々な悩みなどに対応するため相談会を実施した。                  |                                     | A          |
|      |                                 | 5    | 男女共同参画推進事業<br>情報提供              | 総務課 | 性的少数者に対する理解を深めるための研修会や情報提供等を行った。<br>1. パネル展示：プライド月間・男女共同参画週間<br>2. 人権セミナー：性的少数者の人権 参加者 66名（男性34名/女性32名）<br>3. LGB T交流会「レインボービュー宮崎」主催による「LGB T交流会&学習会 in えびの市」を開催<br>4. LGB T Q個別相談会を実施<br>5. 市内掲示板を活用した情報提供を実施 | LGB T Qに関する様々な悩みなどに対応するため相談会を実施した。（№4 同）            |                                     | A          |

【施策の方向2】 学校における男女共同参画に関する教育・学習の推進

| 施策番号 | 男女共同参画施策                               | 事業番号 | 事業名                           | 担当課   | 実施した内容  | 評価の理由  | 「どちらか」といって配慮できなかった」、「配慮できなかった」理由や課題 | 推進会議<br>評価 |
|------|--|------|-------------------------------|-------|---|--|-------------------------------------|------------|
| 5    | 児童・生徒の男女共同参画意識を醸成する人権・男女平等に関する教育・学習の推進 | 6    | 男女共同参画推進事業<br>メディア・リテラシー講座の実施 | 総務課   | メディアから情報をうのみにするのではなく、人権や男女共同参画の視点から、情報を正しく読み解く力をつけることを目的に、メディア・リテラシー講座を実施した。<br>飯野中学校 2月2日 68名<br>上江中学校 12月9日 50名（3学年合同）<br>加久藤中学校 1月17日 39名<br>真幸中学校 12月7日 34名 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため昨年中止になった学校に対して、全員受講してもらうよう依頼した。                       |                                     | A          |
|      |  | 7    | 人権教育推進事業<br>校内研修における指導・学習の実施  | 学校教育課 | 各学校において人権教育推進に関する教職員を対象とした校内研修を実施し、教職員間の情報共有を図った。   | 全学校において、校内研修などで情報共有を図ることができた。  |                                     | A          |
| 6    | 「個人の能力発揮」による児童・生徒の多様な選択を可能にする教育・学習の充実  | 8    | キャリア教育推進事業<br>進路指導の充実・職場体験学習  | 学校教育課 | えびの市人権教育推進協議会において、飯野高等学校の先生に「人権・同和教育進路保障の取り組み」について講話をいただいた。また、各学校の担当教諭等と情報共有を図った。また職場体験等については、生徒の希望する職種等へ行けるよう、各学校配慮していただいていた。                                  | 各学校における進路指導において、性別による固定的な役割分担等を職業観につなげないよう配慮しながら、発達段階に応じた自立の意識を促すよう指導した。 |                                     | A          |
| 7    | 教職員等学校関係者の男女共同参画意識の醸成を図る学習機会の提供        | 9    | 男女共同参画推進事業<br>学習機会の提供・情報提供    | 総務課   | 男女共同参画セミナー：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。<br>出前講座：宮崎県男女共同参画地域推進員と連携を図り、上江小中学校家庭教育で実施。（6月29日 参加者 13名）  | 県男女共同参画地域推進員と連携を図ることで、よりわかりやすく男女共同参画について啓発することができた。                      |                                     | A          |
|      |  | 10   | 人権教育推進事業<br>教職員研修の充実・情報提供     | 学校教育課 | えびの市人権教育推進協議会を年3回行い、各学校の取り組み等について情報共有や、人権に関する講和等を開き、意見交換を図った。   | 会議の日程調整を行ったり、開始時間については、校時程に配慮し開催した。                                      |                                     | A          |

【施策の方向3】 家庭・地域における固定的性別役割分担意識に基づく慣行の見直しにつながる教育・学習の充実

| 施策番号 | 男女共同参画施策  | 事業番号 | 事業名  | 担当課   | 実施した内容  | 評価の理由  | 「どちらか」といって配慮できなかった」、「配慮できなかった」理由や課題 | 推進会議<br>評価 |
|------|---|------|--|-------|---|--|-------------------------------------|------------|
| 8    | 市民の男女共同参画意識の醸成を図る生涯学習・社会教育・家庭教育における男女共同参画の視点の浸透 | 11   | 男女共同参画推進事業<br>男女共同参画研修会・出前講座等の実施                                 | 総務課   | 男女共同参画セミナー：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。<br>出前講座：宮崎県男女共同参画地域推進員と連携を図り、上江小中学校家庭教育で実施。   | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため昨年中止になった学校に対して、全員受け取ることができるようお願いをした。  |                                     | A          |
|      |   | 12   | 社会教育事業<br>生涯学習講座・家庭教育学級・ふれあい女性学級・若者チャレンジプロジェクト事業・市民大学・セカリアイベント事業 | 社会教育課 | ・生涯学習講座 9講座 38回 延参加者344名<br>・家庭教育学級 12学級開設 学級生620名 延出席者数792名（男性178名/女性614名）<br>・市民大学 10講座 在籍者45人（男性12名/女性33名）<br>・ふれあい女性学級 市内4地区4学級で開設（飯野16、加久藤15、上江14、真幸11名）<br>・ヒカリアスイベント事業R4.12.11～5.1.5までイルミネーション点灯<br>若者チャレンジプロジェクト事業はメンバー減少により組織が成り立たなくなったため未実施 | 講座の内容によってはどうしても女性に偏る傾向がある。（小物づくり教室等）積極的に参加するのは女性が多い傾向がある。男性ももっと参加してもらえるような内容を工夫する必要があるが、男性の意識を変化させることは容易ではないと思われる。家庭教育学級も男女どちらでも参加できるような体制ではあるが、女性の参加のほうが多い傾向がある。ふれあい女性学級は、対象者が女性であるため評価対象外。 |                                     | B          |
| 9    | 地域で身近に男女共同参画を進める啓発の推進                           | 13   | 男女共同参画推進事業<br>男女共同参画研修会・出前講座等の実施                                 | 総務課   | 男女共同参画セミナー：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。<br>出前講座：宮崎県男女共同参画地域推進員と連携を図り、上江小中学校家庭教育で実施。   | 県男女共同参画地域推進員と連携を図ることで、よりわかりやすく男女共同参画について啓発することができた。  |                                     | A          |
|      |   | 14   | 地域づくり推進事業<br>まちづくり講演会等の研修会実施及び情報提供・地域活性化活動奨励事業に伴う講師の人材発掘         | 市民協働課 | ①まちづくり講演会を実施<br>期日：8月6日（土）<br>参加者：103人（男性86人/女性17人）<br>内容：「被災地における関係人口創出の取り組み」<br>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、人数を制限することになった。<br>②地域活性化活動奨励事業 36自治会 61事業（参加者延べ933人）<br>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を中止する自治会があった。   | 住民の暮らしに身近な自治会、まちづくり協議会の役員へ講演会参加を呼びかけ、参加人数を制限したものの、昨年度に続き、開催することができたため。   |                                     | A          |
|      |   | 15   | 地域運営協議会支援事業<br>地域づくり研修会の実施・情報提供                                  | 市民協働課 | 新型コロナウイルス感染症拡大のため、各地区のまちづくり協議会で研修会は実施できなかったが8月6日に実施した「まちづくり講演会」の情報提供を行い、参加を促すことができた。  | まちづくり協議会に対し、まちづくり講演会開催の情報提供を行い、参加につながったため。   |                                     | A          |

【施策の方向4】 男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす場・機会を担う人の男女共同参画意識の醸成を図る取組の推進

| 施策番号 | 男女共同参画施策  | 事業番号 | 事業名  | 担当課                       | 実施した内容     | 評価の理由  | 「どちらかというと配慮できなかった」、「配慮できなかった」理由や課題   | 推進会議  |   |
|------|---|------|--|---------------------------|------------|--|--|---|---|
|      |   |      |  |                           |            |  | 評価   |   |   |
| 10   | 市役所における男女共同参画意識の醸成を図る職員研修の充実・固定的性別役割分担意識に基づく制度・慣行の見直し | 16   | 男女共同参画推進事業   | 職員研修の充実                   | 総務課        | 男女共同参画意識の浸透を図るため職員研修を実施した。内容：DVの現状と対応について 人数：34名（男性19名/女性15名）  | 市民から相談を受けた際の対応等について、男女共同参画の視点をもってもらえるよう職員研修を実施。  |   | A   |
|      |   | 17   | 男女共同参画推進事業   | 相談業務を担う関係課・関係者への研修実施・情報提供 | 総務課        | 1. 男女共同参画意識の浸透を図るため職員研修を実施した。内容：DVの現状と対応について 人数：34名（男性19名/女性15名）<br>2. 女性相談所では毎月1回事例検討会を実施。<br>3. 県等の講座の情報を提供し、参加の働きかけを行った。  | 1. 相談者の状況に応じた適切な対応ができるよう、研修を実施することで職員の資質向上が図られた。<br>2. 事例検討会を毎月実施することで、相談員のスキルアップに繋がった。  |   | A   |
| 11   | 「相談」における男女共同参画の視点の浸透を図る各種相談を担う人への情報提供・学習機会の提供         | 18   | 民生委員活動事業   | 学習会の実施                    | 福祉課        | ①民生委員・児童委員協議会による学習会の実施（7月20日）<br>対象者：民生委員・児童委員（参加者49名）<br>内容：「地域住民のプライバシー・個人情報との向き合い方」<br>②新任民生委員・児童委員向け研修会（1月26日）<br>対象者：新任民生委員22名<br>内容：県福祉保健課・子ども家庭課による社会福祉全般講座と及び市の民生部門による事業説明   | 民生委員は民生委員法第15条に基づき、「その職務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱をすることなく」活動を行わなければならないとされている。このため、地域福祉の担い手として常に住民の立場に立つて相談に応じることができるよう、実務に応じた研修が実施された。また、今後もロールプレイを通じて「固定的な役割分担意識・ありがちな対応」について検討し、参加者において問題意識を高めることができるような研修会が民生委員主体で計画されている。 |   | A   |
|      |   | 19   | 家庭児童相談事業   | 相談従事者への情報提供               | 子ども課       | 市が主催する男女共同参画職員研修へ家庭相談員が参加し、意識向上を図った。   | 男女共同参画の意識付けのため、できる限りの研修等の参加を呼び掛けている。   |   | A   |
|      |   | 20   | 障害者相談事業  | 相談従事者への情報提供               | 福祉課        | にもろ基幹相談支援センターの設置（R3.10）により、障がいのある人やその保護者、または障がいのある人の支援を行う者などからの相談に応じ、関係者及び関係機関との連携強化を図るとともに、適切な障害福祉サービスの提供等によって、障がいのある人の権利擁護や自立のために必要な支援の充実が図られている。  | 相談従事者からの相談により、個別ケース会議などにより専門の相談員と情報共有や協議ができ相談体制は整っている。その際は固定的役割分担意識をもちながら共通理解できている。  |   | A   |
|      |   | 21   | 権利擁護事業   | 相談従事者への情報提供               | 介護保険課      | 権利擁護の相談従事者は、地域包括支援センター及び在宅介護支援センター（市内4事業所）が担っている。認知症などにより判断能力が不十分な高齢者に対して、適切な介護サービス利用や金銭管理などの権利擁護のために成年後見制度や日常生活支援事業などにつながる支援を行っている。また、高齢者虐待の対応については、高齢者のみでなく養護者への支援を含めた対応を行っている。<br>【実績】総合相談：258件（地域包括支援センター）・443件（在宅介護支援センター）<br>虐待対応：5件（地域包括支援センター） | 高齢者の方々の支援を行うために、相談案件に対し男女問わず対応を行っている。  |   | A   |
|      |   | 22   | 妊産婦・乳幼児健康診査事業                                      | 相談従事者への情報提供               | 子ども課       | 市が主催する男女共同参画職員研修に参加する予定であったが、1歳半児童健診業務と重なり、参加できなかった。   | 男女共同参画の意識付けのため、できる限りの研修等の参加を呼び掛けている。   |   | A   |
|      |   | 23   | 育児等健康支援事業  | 相談従事者への情報提供               | 子ども課       | 市が主催する男女共同参画職員研修に参加する予定であったが、1歳半児童健診業務と重なり、参加できなかった。   | 男女共同参画の意識付けのため、できる限りの研修等の参加を呼び掛けている。   |   | A   |
|      |   | 24   | 教職員研修事業  | 相談従事者への情報提供               | 学校教育課      | 相談を受け、必要な場合には関係課・関係機関と連携を図り、情報共有に努めた。また、関係機関の講座等を市内小中学校へ働きかけ、教職員の学習機会の提供を行った。  | 関係機関の講座等の参加を市内小中学校へ働きかけたが、日程等が合わず参加できない学校もあった。   |   | A   |
|      |   | 12   | 子どもの男女共同参画意識に影響を及ぼす幼稚園・保育所・保育士への情報提供、研修の実施等学習機会の提供 | 25                        | 男女共同参画推進事業 | 男女共同参画研修会・出前講座の実施  | 総務課  | 男女共同参画意識の浸透を図るため職員研修を実施した。内容：DVの現状と対応について 人数：34名（男性19名/女性15名） | 市民から相談を受けた際の対応等について、男女共同参画の視点をもってもらえるよう職員研修を実施。 |
| 26   | 乳幼児教育・保育事業  |      |  | 幼稚園・保育園合同研修の実施            | 子ども課       | 令和4年度は、新型コロナウイルスの影響により研修会の開催ができなかった。   | 毎月開催している園長会の中で幅広く意見を求め、研修内容の決定を行っている。  |   | A   |

【重点目標2】 男女ともに「個人の能力発揮」が可能であり、仕事と生活の調和が図れる就業環境の整備 【えびの市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画1】

【施策の方向1】 男女ともに「個人の能力発揮」が可能であるための雇用環境の整備促進

| 施策番号 | 男女共同参画施策   | 事業番号 | 事業名            | 担当課            | 実施した内容 | 評価の理由  | 「どちらかというと配慮できなかった」、「配慮できなかった」理由や課題   | 推進会議 |   |
|------|--|------|----------------|----------------|--------|--|--|------|---|
|      |  |      |                |                |        |  | 評価   |      |   |
| 13   | 経営者層の意識改革、雇用慣行・職場風土改革に向けた情報提供・学習機会の提供                  | 27   | 男女共同参画推進事業     | 学習機会の提供・情報提供   | 総務課    | 1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため男女共同参画セミナー中止により、学習情報を提供することができなかった。<br>2. 県等が実施する女性活躍に関する研修会等の情報提供を行いました。                    | 男女共同参画セミナーを実施することができなかったが、県等の情報についてはすべての人に効果が及ぶよう掲示し配慮した。                                      |      | A |
|      |  | 28   | 中小企業対策事業       | 企業訪問による啓発・情報提供 | 観光商工課  | 企業実態調査及び企業ガイドブック作成に際し企業訪問等による啓発・情報提供を行った。<br>①企業実態調査 依頼実績：76社（回答：49社）<br>②企業ガイドブック 依頼実績：46社                        | ①企業実態調査に際しては、各企業の男女雇用の実態把握をすることにより啓発につながった。<br>②企業ガイドブック作成に際しては、男女問わず従業員の声を掲載することにより啓発につながった。  |      | A |
| 14   | 男女の均等な雇用の機会と待遇の確保、非正規雇用労働者の雇用環境の整備促進に向けた関係法令、諸制度の普及・啓発 | 29   | 男女共同参画推進事業     | 学習機会の提供・情報提供   | 総務課    | 1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため男女共同参画セミナー中止により、学習情報を提供することができませんでした。<br>2. 県等が実施する女性活躍に関する研修会等の情報提供を行った。                    | 県等の情報についてはすべての人に効果が及ぶよう掲示し配慮したが、男女共同参画セミナーを実施することができなかったため。                                    |      | A |
|      |  | 30   | 中小企業対策事業       | 企業訪問による啓発・情報提供 | 観光商工課  | 企業実態調査及び企業ガイドブック作成に際し企業訪問等による啓発・情報提供を行った。<br>①企業実態調査 依頼実績：76社（回答：49社）<br>②企業ガイドブック 依頼実績：46社                        | ①企業実態調査に際しては、各企業の男女雇用の実態把握をすることにより啓発につながった。<br>②企業ガイドブック作成に際しては、男女問わず従業員の声を掲載することにより啓発につながった。  |      | A |
|      |  | 31   | 中小企業職場環境改善支援事業 | 研修会受講・開催への助成   | 観光商工課  | 中小企業職場改善支援事業及び中小企業大学校受援補助事業により、職場環境改善及び資質向上につながる事業を実施した。<br>①中小企業職場改善支援事業 補助件数：3件<br>②中小企業大学校受援補助事業 補助件数：5件        | ①中小企業職場改善支援事業については男女問わず職場改善につながる事業として制度設計されている。<br>②中小企業大学校の研修項目については男女問わず研修ができるプログラムが編成されている。 |      | A |
| 15   | 「個人の能力発揮」を阻害するハラスメント防止対策、メンタルヘルス確保に向けた取組への支援           | 32   | 男女共同参画推進事業     | 学習機会の提供・情報提供   | 総務課    | 1. 県男女共同参画センター等の研修会開催の案内を掲載し、関係課へ情報提供を行った。<br>2. 相談窓口である女性相談所の周知を図るため、ポスター及びカードを市内の公共施設や道の駅等への設置や各課と連携を図り情報提供を行った。 | 男性も相談しやすいよう、毎月第1・第3水曜日に男性相談日を設けた。また、各課等で総会など人が集まる場において女性相談所のアンケートを依頼することで、周知に繋がった。             |      | A |
|      |  | 33   | 女性相談事業         | 被害者への情報提供      | 総務課    | 広報紙や相談カード等の設置により情報提供に努め、女性相談所の利用促進に努めた。  | 男性も相談しやすいよう、毎月第1・第3水曜日に男性相談日を設けた。また、各課等で総会など人が集まる場において女性相談所のアンケートを依頼することで、周知に繋がった。             |      | A |
|      |  | 34   | 中小企業対策事業       | 企業訪問による啓発・情報提供 | 観光商工課  | 企業実態調査及び企業ガイドブック作成に際し企業訪問等による啓発・情報提供を行った。<br>①企業実態調査 依頼実績：76社（回答：49社）<br>②企業ガイドブック 依頼実績：46社                        | ①企業実態調査に際しては、各企業の男女雇用の実態把握をすることにより啓発につながった。<br>②企業ガイドブック作成に際しては、男女問わず従業員の声を掲載することにより啓発につながった。  |      | A |

|    |                                     |    |                |                |       |   |   |   |
|----|-------------------------------------|----|----------------|----------------|-------|---|---|---|
| 16 | 女性の能力開発に向けた取組への支援                   | 35 | 男女共同参画推進事業     | 学習機会の提供・情報提供   | 総務課   | 県男女共同参画センター等の研修会開催の案内を掲載し、関係課へ情報提供を行った。   | 県等の情報についてはすべての人に効果が及ぶよう指示し、情報提供を行った。  | A |
|    |                                     | 36 | 中小企業対策事業       | 企業訪問による啓発・情報提供 | 観光商工課 | 企業実態調査及び企業ガイドブック作成に際し企業訪問等による啓発・情報提供を行った。<br>①企業実態調査<br>依頼実績：76社（回答：49社）<br>②企業ガイドブック<br>依頼実績：46社                 | ①企業実態調査に際しては、各企業の男女雇用の実態把握をすることにより啓発につながった。<br>②企業ガイドブック作成に関しては、男女問わず従業員の声を掲載することにより啓発につながった。     | A |
|    |                                     | 37 | 起業家支援事業        | 学習機会の提供・情報提供   | 観光商工課 | 起業希望者を対象とした「えびの創業塾」及び起業支援センターのインキュベーションマネージャーによる相談業務を実施した。<br>①えびの創業塾<br>受講者数：8名<br>②起業支援センターによる相談業務<br>件数：720件   | ①男女問わず受講申し込みがあり、男女双方にとって参加しやすい配慮がなされているものと考えている。<br>②相談希望者の状況に応じ相談業務を行っており、男女双方が相談しやすい環境が整備されている。 | A |
| 17 | 長時間労働の改善、育児休業・介護休業、年次有給休暇取得を進める意識啓発 | 38 | 男女共同参画推進事業     | 学習機会の提供・情報提供   | 総務課   | 男女共同参画週間等様々な機会に資料を配布し情報提供を行いました。また、市広報紙（12月号）に「ワーク・ライフ・バランス」の記事を掲載し周知啓発に努めた。                                      | 長時間労働の改善、育児休業、介護休業、年次有給休暇取得に関わる主体的な取組が促進されるよう情報提供に努めた。  | A |
|    |                                     | 39 | 中小企業対策事業       | 企業訪問による啓発・情報提供 | 観光商工課 | 企業実態調査及び企業ガイドブック作成に際し企業訪問等による啓発・情報提供を行った。<br>①企業実態調査<br>依頼実績：76社（回答：49社）<br>②企業ガイドブック<br>依頼実績：46社                 | ①企業実態調査に際しては、各企業の男女雇用の実態把握をすることにより啓発につながった。<br>②企業ガイドブック作成に関しては、男女問わず従業員の声を掲載することにより啓発につながった。     | A |
|    |                                     | 40 | 中小企業職場環境改善支援事業 | 研修会受講・開催への助成   | 観光商工課 | 中小企業職場改善支援事業及び中小企業大学校受講補助事業により、職場環境改善及び資質向上につながる事業を実施した。<br>①中小企業職場改善支援事業<br>補助件数：3件<br>②中小企業大学校受講補助事業<br>補助件数：5件 | ①中小企業職場改善支援事業については男女問わず職場改善につながる事業として制度設計されている。<br>②中小企業大学校の研修項目については男女問わず研修ができるプログラムが編成されている。    | A |

【施策の方向2】 行政分野・教育分野における女性の参画拡大を図る取組への推進

| 施策番号 | 男女共同参画施策  | 事業番号 | 事業名               | 担当課                       | 実施した内容   | 評価の理由  | 「どちらかという配慮できなかった」、「配慮できなかった」理由や課題   | 推進会議<br>評価 |   |
|------|---|------|-------------------|---------------------------|----------|--|---|------------|---|
| 18   | 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する社会的気運の醸成を図る広報・啓発          | 41   | 男女共同参画推進事業        | 学習機会の提供・情報提供              | 総務課      | 市広報紙（12月号）に「ワーク・ライフ・バランス」の記事を掲載し周知啓発に努めた。  | 仕事と生活の調和「ワーク・ライフ・バランス」の理念を踏まえる男女共同参画に関する広報・啓発活動に努めた。  |            | A |
|      |   | 42   | 中小企業対策事業          | 企業訪問による啓発・情報提供            | 観光商工課    | 企業実態調査及び企業ガイドブック作成に際し企業訪問等による啓発・情報提供を行った。<br>①企業実態調査<br>依頼実績：76社（回答：49社）<br>②企業ガイドブック<br>依頼実績：46社  | ①企業実態調査に際しては、各企業の男女雇用の実態把握をすることにより啓発につながった。<br>②企業ガイドブック作成に関しては、男女問わず従業員の声を掲載することにより啓発につながった。   |            | A |
|      |   | 43   | 中小企業職場環境改善支援事業    | 研修会受講・開催への助成              | 観光商工課    | 中小企業職場改善支援事業及び中小企業大学校受講補助事業により、職場環境改善及び資質向上につながる事業を実施した。<br>①中小企業職場改善支援事業<br>補助件数：3件<br>②中小企業大学校受講補助事業<br>補助件数：5件  | ①中小企業職場改善支援事業については男女問わず職場改善につながる事業として制度設計されている。<br>②中小企業大学校の研修項目については男女問わず研修ができるプログラムが編成されている。  |            | A |
| 19   | 農業・商工自営業における固定的性別役割分担意識に基づく就業慣行・家庭生活の状況改善に向けた取組への支援 | 44   | 男女共同参画推進事業        | 学習機会の提供・情報提供              | 総務課      | 県男女共同参画センター等の研修会開催の案内を掲載し、関係課へ情報提供を行った。  | 県等の男女共同参画に関する情報を関係課へ提供を行った。   |            | A |
|      |   | 45   | 商工会補助事業           | 学習機会の提供・情報提供              | 観光商工課    | 市内商工業者を対象とした相談指導及び講習会を実施した。<br>①相談指導<br>件数：巡回344件、窓口917件<br>②講習会<br>件数：個別1回（206人）・集団2回（53人）  | 理事会に女性理事も参画しており、事業の企画・立案・実施にあたり、男女双方の意見を反映できた。  |            | A |
|      |   | 46   | 担い手対策推進事業         | 学習機会の提供・情報提供              | 畜産農政課    | 「えびの市農村女性のつどい」の会員による男女共同参画の理解を深めるため、各種セミナー等学習機会の提供を行った。  | 学習機会の提供、相談対応等のため、目標値の設定は行っていないが、会議開催時における会員同士の話し合いの中で、経営内における男女の役割等について自由な意見交換ができた。   |            | A |
| 20   | 多様化するニーズに対応した保育・介護サービス、相談対応の充実、利用促進を図る事業所への積極的な情報提供 | 47   | 家族経営協定推進事業        | 締結の推進                     | 農業委員会事務局 | 「家族経営協定」とは、家族内の話し合い運動である。話し合いでは、各世代男女が対等な立場で、農業経営や暮らしの現状確認を出発点として、家族各人の立場や働き方を明確にし、それを「協定」として文書に残すことで、家族での話し合いの機会を継続し、もって将来への確かな経営計画や生活設計の確立を図り、家族全体や個々人の夢を実現していくための取組である。<br>この「家族経営協定」を推進し、ワークライフバランスの確立、女性の地域社会への一層の参画を図るため、協定締結のサポート及び市内農家への啓発を実施した。 | 【実績】令和4年度新規 1 内容見直しによる再締結 1 令和5年3月末家族経営協定締結家族数 37<br>* 農業者年金の相談があった時は必ず案内、説明を行った。<br>* 農業者年金加入推進の戸別訪問の際には積極的に制度説明、周知を行った。<br>【課題】農業者年金（政策支援分）加入時以外に協定締結の現実的なメリットが少ないため、対象農家のリストアップに限界がある。 |            | B |
|      |   | 48   | 延長保育事業            | 勤労者の利用促進を図る関係課との連携による情報提供 | こども課     | 仕事の事情などでやむを得ず規定の保育時間を超えてしまい、時間を延長して子供を預かってほしいという保護者のために保育園、認定こども園で延長保育事業を実施した。<br>目標供給量確保人数（人日）：161人   | 保護者が安心して就労することができ、子育てとの両立支援の面からも事業効果は高い。  |            | A |
|      |   | 49   | 一時預かり事業           | 勤労者の利用促進を図る関係課との連携による情報提供 | こども課     | 保護者の疲労、病気、災害、育児等に伴う精神的・肉体的負担の軽減や、家庭において一時的に保育が困難となった児童を、保育園、認定こども園、幼稚園で預かり保育することで、保護者の子育て支援を行う。<br>目標供給量確保人数（人日/年）：一般型1,851人 幼稚園型9,750人  | 一時的に保育が困難になった保護者の支援であり、育児疲れなど育児に伴う心理的負担の軽減も図れている。   |            | A |
|      |   | 50   | 病後児保育事業           | 勤労者の利用促進を図る関係課との連携による情報提供 | こども課     | 病気の回復期の児童（生後2か月～6年生）で、集団保育が困難でかつ親の勤務等の都合により家庭での保育が困難な児童を預かり保育することで、子育てと仕事の両立を支援し子育てしやすい環境をつくる。<br>目標供給量確保人数（人日/年）：960人   | 子どもが病気になった場合の保護者の就労機会を提供している。   |            | A |
| 20   | 多様化するニーズに対応した保育・介護サービス、相談対応の充実、利用促進を図る事業所への積極的な情報提供 | 51   | ファミリーサポートセンター委託事業 | 勤労者の利用促進を図る関係課との連携による情報提供 | こども課     | 急な冠婚葬祭や仕事等で子どもを見ることができない保護者が、地域で安心して子どもを預けられるよう地域住民が会員登録し会員相互の有償ボランティアで子どもの預かり援活動を行う。<br>延べ活動回数：488回   | 公的なサービスでは行き届かないところを、住民の支え合いにより子育て世帯を応援するもので、地域づくりを推進する上で事業効果は高い。  |            | A |
|      |   | 52   | 地域支援事業            | 地域包括ケアシステムの構築             | 介護保険課    | 地域包括ケアシステムの構築については、各種会議等を開催し地域資源の課題や介護予防サービスの事例検討を行っている。<br>主な会議としては、個別事例の検討や地域資源の課題解決を目的に地域ケア会議を開催している。その他、オレンジカフェ（認知症カフェ「よかとこ」）、和の会（介護者の集い）なども実施している。<br>【実績】地域ケア会議：20回開催、認知症カフェ「よかとこ」：12回開催（102人参加）、和の会：4回開催（64人参加）                                   | 地域ケア会議については、介護予防サービス利用者について男女問わず検討を行っている。オレンジカフェ、和の会については、興味関心のある方は性別年齢問わず誰でも参加いただけるもので、オレンジカフェについては、毎月3水曜日午前中に市立図書館学習室で定期的に開催している。   |            | A |



|    |   |    |                   |                           |       |   |   |  |   |
|----|---|----|-------------------|---------------------------|-------|---|---|--|---|
| 21 | 男性の家庭生活への参画を包括的に支援する取組の充実                 | 53 | 男女共同参画推進事業        | 学習機会の提供・情報提供              | 総務課   | 市広報紙(12月号)に「ワーク・ライフ・バランス」の記事を掲載し周知啓発に努めた。   | ワーク・ライフ・バランスの必要性について市広報紙を通じてわかりやすく説明したため。   |  | A |
|    |   | 54 | 中小企業対策事業          | 企業訪問による啓発・情報提供            | 観光商工課 | 企業実態調査及び企業ガイドブック作成に際し企業訪問等による啓発・情報提供を行った。<br>①企業実態調査 依頼実績:76社(回答:49社)<br>②企業ガイドブック 依頼実績:46社   | ①企業実態調査に際しては、各企業の男女雇用の実態把握をすることにより啓発につながった。<br>②企業ガイドブック作成に関しては、男女問わず従業員の声を掲載することにより啓発につながった。                     |  | A |
|    |   | 55 | 延長保育事業            | 勤労者の利用促進を図る関係課との連携による情報提供 | こども課  | 仕事の事情などでやむを得ず規定の保育時間を超えてしまい、時間を延長して子どもを預かってほしいという保護者のために保育園、認定こども園で延長保育事業を実施した。目標供給量確保人数(人日/年):161人   | 保護者が急な残業でも安心して就労することができ、子育てとの両立支援の面からも事業効果は高い。  |  | A |
|    |   | 56 | 一時預かり事業           | 勤労者の利用促進を図る関係課との連携による情報提供 | こども課  | 保護者の就労、病気、災害、育児等に伴う精神的・肉体的負担の疲労解消など家庭において一時的に保育が困難となった児童を、保育園、認定こども園、幼稚園で預かり保育することで、保護者の子育て支援を行う。目標供給量確保人数(人日/年):一般型1,851人、幼稚園型9,750人                                   | 一時的に保育が困難になった保護者の支援であり、育児疲れなど育児に伴う心理的負担の軽減も図れている。   |  | A |
|    |   | 57 | 病後児保育事業           | 勤労者の利用促進を図る関係課との連携による情報提供 | こども課  | 病気の回復期の児童(生後2か月~6年生)で、集団保育が困難でかつ親の勤務等の都合により家庭での保育が困難児童を預かり保育することで、子育てと仕事の両立を支援し子育てしやすい環境をつくる。目標供給量確保人数(人日/年):960人   | 子どもが病気になる場合の保護者の就労機会を提供している。  |  | A |
|    |   | 58 | ファミリーサポートセンター委託事業 | 勤労者の利用促進を図る関係課との連携による情報提供 | こども課  | 急な冠婚葬祭や仕事等で子どもを見ることができない保護者が、地域で安心して子どもを預けられるよう地域住民が会員登録し会員相互の有償ボランティアで子どもの預かり支援活動を行う。延べ活動回数:488回   | 公的なサービスでは行き届かないところを、住民の支え合いにより子育て世帯を応援するもので、地域づくりを推進する上でも事業効果は高い。   |  | A |
|    |   | 59 | 妊婦・乳幼児健康診査事業      | 出前講座の実施・情報提供              | こども課  | 1歳半健康診査10回(父親参加人数1人)、3歳児健康診査1回(父親参加人数3人)コロナ禍での実施であったため付き添いを制限しており、また、健康診査等の実施日が平日であったため、父親の参加が少ない現状であった。  | 感染防止対策のため、両親参加の事業実施は出来なかったが、受診率は高い状況で、健診結果等により必要な支援につなげている。   |  | A |
|    |   | 60 | 健康増進事業            | 出前講座の実施・情報提供              | 健康保険課 | 仕事と健康づくりの両立の視点も踏まえ、栄養・運動・休養の必要性に関する健康教育(出前講座)を実施した。<br>・出前講座 2回(えびの市共同学校事務室、京町・水流の勉強会) 参加者数 53名<br>・健康教育 9回(はつらつサポーター養成講座2回、前期高齢者受給者証交付時同、ファミリーサポートセンター研修会1回) 参加者数 110名 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、出前講座や健康教育の実施が難しい状況であったが、令和4年度より再開する事業が増加しており、実施回数の増加につながった。                                    |  | A |
| 22 | 多様な働き方のニーズに対応する情報提供・相談支援                  | 61 | 起業家支援事業           | 学習機会の提供・情報提供              | 観光商工課 | 起業希望者を対象とした「えびの創業塾」及び起業支援センターのインキュベーションマネージャーによる相談業務を実施した。<br>①えびの創業塾 受講者数:8名<br>②起業支援センターによる相談業務 件数:720件   | ①男女問わず受講申し込みがあり、男女双方にとって参加しやすい配慮がなされているものとされている。<br>②相談業務の状況に応じ相談業務を行っており、男女双方が相談しやすい環境が整備されている。                  |  | A |
|    |   | 62 | 地方版ハローワーク事業       | 相談対応の充実・情報提供              | 観光商工課 | 無料職業紹介所を庁舎内に設置し、就職支援員による求人及び求職に関する相談業務を行った。<br>求人相談数:1,250件<br>求職相談数:151件   | ハローワークと同等の雇用支援が可能となっており、男女双方から隔たりなく相談がある。   |  | A |
|    |   | 63 | 保育士人材確保推進事業       | 情報提供                      | こども課  | 保育人材確保のため、市内の保育所、幼稚園及び認定こども園に就職した人に、指定保育士養成施設等に入学するにあたり借り入れた奨学金の返還に対し、補助金を支給する。目標人数:15人   | 令和4年度は6人の保育士等の利用があり、子育て中の保護者が安心して子育てができる環境づくりにつながっている。  |  | A |
|    |   | 64 | 自立生活相談事業          | 相談対応の充実・情報提供              | 福祉課   | 関係する支援機関と情報交換や情報共有が図られ、自立支援に繋がった相談者もいた。   | ・生活困窮者やその家族等からの相談に応じ、男女共同参画の視点を持ちながらアセスメントを実施して、個々の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供に繋げた。<br>・関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援を行った。 |  | A |
|    |   | 65 | 新規就農総合支援事業        | 相談対応の充実・情報提供              | 畜産農政課 | 新規就農者に対する相談・事業説明等において、家族(夫婦)間の役割について配慮した。<br>・夫婦による就農相談件数:1件  | 新規就農の情報提供や相談時における、家庭内の固定的性別役割分担意識を排除する配慮を行った。   |  | A |
|    |   | 66 | 担い手対策推進事業         | 相談対応の充実・情報提供              | 畜産農政課 | 認定農業者の新規申請、再申請の際に、家族間の役割分担の確認と情報提供等を行った。<br>・令和4年度 家族経営協定の新規認定申請件数:1件、再認定件数:1件  | 家族経営協定を結ばれた農業経営体が認定農業者の新規申請や再申請の際に、家族間の役割分担等の指導・情報提供を行った。   |  | A |
|    |   | 67 | 6次産業化推進事業         | 相談対応の充実・情報提供              | 畜産農政課 | 市への6次産業化相談件数:5件(市単独の6次産業化に向けた補助金利用)うち、女性の相談2件。  | 6次産業化に向けた農業者の構想・計画の着実な実現に向け、幅広い方への周知ができている。   |  | A |
| 23 | 市役所における、職員の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図る取組の推進 | 68 | 男女共同参画推進事業        | 職員研修の実施                   | 総務課   | 男女共同参画意識の浸透を図るため職員研修を実施した。<br>内容:DVの現状と対応について<br>人数:34名(男性19名/女性15名)  | 早期にDVを発見するとともに、被害者に対応した職員により二次被害が起きないように、職員のDVに関する理解を深めるよう研修を実施した。  |  | A |
|    |   | 69 | 特定事業主行動事業         | 行動計画に基づく取組の推進             | 総務課   | 職員のワークライフバランスを推進するため、育児休業や年次有給休暇等取得しやすい職場環境づくりに努めるよう、依頼実績等を通じて周知を行った。特に、男性職員の育児休業の取得を促進するため、個別に制度利用を促した。  | 性別にかかわらず、全ての職員に対して、育児休業や年次有給休暇の取得促進を促した。なお、男性職員の育児休業取得等に配慮するため、個別に制度利用を促し、令和4年度は4人の男性職員が育児休業を取得した。                |  | A |

【重点目標3】 政策・方針決定過程への女性の参画拡大【えびの市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画2】

【施策の方向1】 雇用分野における女性の参画拡大を図る取組への支援

| 施策番号 | 男女共同参画施策                    | 事業番号 | 事業名        | 担当課            | 実施した内容 | 評価の理由   | 「どちらかというと配慮できなかった」、「配慮できなかった」理由や課題  | 推進会議<br>評価 |   |
|------|-----------------------------|------|------------|----------------|--------|---|---|------------|---|
| 24   | 中小事業における管理職への女性の登用促進の取組への支援 | 70   | 男女共同参画推進事業 | 情報提供           | 総務課    | 県等の研修会等の情報を関係課に情報提供を行い、市役所本庁(人権・男女共同参画コーナー)に県男女共同参画センターからのチラシ等を設置し、市民等への情報提供を行った。           | 県、関係機関等から情報提供があった時点で、その都度情報提供を行うようにしている。  |            | A |
|      |                             | 71   | 中小企業対策事業   | 企業訪問による啓発・情報提供 | 観光商工課  | 企業実態調査及び企業ガイドブック作成に際し企業訪問等による啓発・情報提供を行った。<br>①企業実態調査 依頼実績:76社(回答:49社)<br>②企業ガイドブック 依頼実績:46社 | ①企業実態調査に際しては、各企業の男女雇用の実態把握をすることにより啓発につながった。<br>②企業ガイドブック作成に関しては、男女問わず従業員の声を掲載することにより啓発につながった。 |            | A |

【施策の方向2】 行政分野・教育分野における女性の参画拡大を図る取組の推進

| 施策番号 | 男女共同参画施策        | 事業番号 | 事業名            | 担当課           | 実施した内容 | 評価の理由   | 「どちらかというと配慮できなかった」、「配慮できなかった」理由や課題                                    | 推進会議<br>評価 |   |
|------|-----------------|------|----------------|---------------|--------|---|---|------------|---|
| 25   | 審議会等委員への女性の登用推進 | 72   | 男女共同参画推進事業     | 学習機会の提供・情報提供  | 総務課    | 関係各課が審議会等への女性登用にに向けた取組を行った結果、女性参画率は目標値の30%には達成できませんでしたが、令和3年度と比べて2ポイント増の28.2%になりました。働いている人が参加しやすいよう会議開催日時の配慮を行いました。 | 審議会等の女性委員の参画状況等の実態調査を実施しており、その際に委員の選定基準等の見直し等を繰り返しお願いしている。            |            | A |
|      |                 | 73   | 審議会公尊委員候補者登録事業 | 人材リストの充実と情報提供 | 総務課    | 庁内において、公募員候補者名簿を公表し、審議会への参加が特定の公尊委員に偏らないように努めるとともに制度利用の周知を行い、市民が市政に参画する機会を確保するよう努めた。                                | ホームページや市広報紙で募集記事を掲載し、審議会の内容を掲載するとともに、応募方法も郵送に加え二次元コードからも応募ができるよう工夫した。 |            | B |

|    |                   |    |          |                 |     |   |  |   |
|----|-------------------|----|----------|-----------------|-----|---|--|---|
| 26 | 市における管理職への女性の登用推進 | 74 | 職員人事管理事業 | 特定事業主行動計画に基づく取組 | 総務課 | 令和4年4月1日現在の、各役職段階に占める女性職員の割合は次のとおり。<br>管理職(課長級・課長補佐級) 64人(男56人/女8人) 女性割合 12.50%<br>課長級 30人(男性26人/女性4人) 女性割合 13.33%<br>課長補佐級 34人(男性30人/女性4人) 女性割合 11.76%<br>係長級 43人(男性27人/女性16人) 女性割合 37.20% | 職務遂行能力や職務経験等を基に女性職員の積極的な登用を実施した。また、職員的能力向上を図り、将来的に役職を担う職員の育成につなげるため、各種研修会への積極的な参加を促した。 | A |
|----|-------------------|----|----------|-----------------|-----|---|--|---|

【施策の方向3】 農業・商工業の分野における女性の参画拡大を図る取組への支援

| 施策番号 | 男女共同参画施策                      | 事業番号 | 事業名        | 担当課          | 実施した内容   | 評価の理由  | 「どちらかというと配慮できなかった」、「配慮できなかった」理由や課題  | 推進会議<br>評価 |
|------|-------------------------------|------|------------|--------------|----------|--|---|------------|
| 27   | 経営への女性の参画の促進を図る取組への支援         | 75   | 男女共同参画推進事業 | 学習機会の提供・情報提供 | 総務課      | 県男女共同参画センター等が主催する研修会等について、掲示板を利用して情報提供に努めた。  | 県、関係機関等から情報提供があった時点で、その都度情報提供を行うようにしている。  | A          |
|      |                               | 76   | 商工会補助事業    | 学習機会の提供・情報提供 | 観光商工課    | 企業実態調査及び企業ガイドブック作成に際し企業訪問等による啓蒙・情報提供を行った。<br>①企業実態調査 依頼実績：76社(回答：49社)<br>②企業ガイドブック 依頼実績：46社  | ①企業実態調査に際しては、各企業の男女雇用の実態把握をすることにより啓蒙につながった。<br>②企業ガイドブック作成に関しては、男女問わず従業員の声を掲載することにより啓蒙につながった。   | A          |
|      |                               | 77   | 担い手対策推進事業  | 学習機会の提供・情報提供 | 畜産農政課    | 農政分野における女性農業者への学習機会の提供を行った。農村女性団体への活動費補助金を交付した。<br>・令和4年度末現在の女性認定農業者数：30人(26経営体)   | 農業における女性の参画拡大に向けた講座等学習機会への参画促進の働きかけ、相談対応を行った。また、女性認定農業者の育成、農村女性団体の活動支援による女性の参画拡大に向けた機運の醸成を図った。  | A          |
|      |                               | 78   | 家族経営協定推進事業 | 締結の推進        | 農業委員会事務局 | 「家族経営協定」とは、家族内の話し合い運動である。話し合いでは、各世代男女が対等な立場で、農業経営や暮らしの現状確認を出発点として、家族各人の立場や働き方等を明確にし、それらを「協定」として文書に残すことで、家族での話し合いの機会を継続し、もって将来への確かな経営計画や生活設計の樹立を図り、家族全体や個々人の夢を実現していくための取組である。<br>この「家族経営協定」を推進し、ワークライフバランスの確立、女性の地域社会への一層の参画を図るため、協定締結のサポート及び市内農家への啓蒙を実施した。 | 【実績】令和4年度新規 1 内容見直しによる再締結 1 令和5年3月末家族経営協定締結家族数 37<br>*農業者年金の相談があった時は必ず案内、説明を行った。<br>*農業者年金加入推進の戸別訪問の際には積極的に制度説明、周知を行った。<br>【課題】農業者年金(政策支援分)加入時以外に協定締結の現実的なメリットが少ないため、対象農家のリストアップに限界がある。 | B          |
| 28   | 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向けた取組への支援 | 79   | 男女共同参画推進事業 | 学習機会の提供・情報提供 | 総務課      | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、男女共同参画セミナーの計画を中止しましたが、県男女共同参画センター等が主催する研修会等について、掲示板を利用して情報提供に努めた。  | 県、関係機関等から情報提供があった時点で、その都度情報提供を行うようにしている。  | A          |
|      |                               | 80   | 商工会補助事業    | 学習機会の提供・情報提供 | 観光商工課    | 市内商工業業者を対象とした相談指導及び講習会を実施した。<br>①相談指導 件数：巡回344件、窓口917件<br>①講習会 件数：個別1回(206人)・集団2回(53人)   | 理事会に女性理事も参画しており、事業の企画・立案・実施にあたり、男女双方の意見を反映できた。  | A          |
|      |                               | 81   | 担い手対策推進事業  | 学習機会の提供・情報提供 | 畜産農政課    | 農政分野における女性農業者や農村女性団体への研修・講座についての周知を図った。  | 「えびの市農村女性つどい」の会員による女性参画の理解を深めるため、各種研修や講座への参加促進を行った。研修・講座への参加促進のため、目標値の設定は行っていない。  | A          |
|      |                               | 82   | 委員公募事業     | 情報提供         | 農業委員会事務局 | 令和5年度に改選であるため、農地利用最適化推進委員の募集・選考を行った。<br>現任女性委員の個別の声かけや勧誘の効果もあり、女性の新規応募が4件あった。<br>募集については、市広報紙およびホームページに掲載し、募集期間は令和4年7月25日から8月26日まで。選考は令和5年1月31日に有識者等で構成される選考委員会で行われ公平公正な選考を行った。  | 応募者18人中、女性が8人(うち新規応募4人)で、選考会および農業委員会総会での審議を経て、8人全員が農地利用最適化推進委員に就任した。(任期：令和5年7月27日から令和8年7月26日まで)   | A          |

【施策の方向4】 地域における団体・組織の方針決定への女性の参画拡大を図る取組への支援

| 施策番号 | 男女共同参画施策                                 | 事業番号 | 事業名        | 担当課              | 実施した内容 | 評価の理由   | 「どちらかというと配慮できなかった」、「配慮できなかった」理由や課題                                      | 推進会議<br>評価  |
|------|--|------|------------|------------------|--------|---|---|---|
| 29   | 自治会・まちづくり協議会における方針決定への女性の参画の拡大に向けた取組への支援 | 83   | 男女共同参画推進事業 | 学習機会の提供・情報提供     | 総務課    | 県男女共同参画センター等が主催する研修会等について、4地区コミュニティセンターを通じて情報提供を行った。  | 県、関係機関等から情報提供があった時点で、その都度情報提供を行うようにしている。                                | A   |
|      |  | 84   | 地域づくり推進事業  | 学習機会の提供・情報提供     | 市民協働課  | 市が行う自治会活動関連の説明会の中で出前講座を紹介。自治会が行う学習活動で男女共同参画の学習実施を促した。自治会活動関連事業説明会 対象：各自治会役員 参加者：97人(男性89人/女性8人)   | 自治会が行う地域活性化活動奨励事業での出前講座による人権学習(男女共同参画等)実施を促すことができたため。                   | A   |
| 30   | 各種機関、団体、組織等における方針決定への女性の参画の拡大に向けた広報・啓蒙   | 85   | 男女共同参画推進事業 | 学習機会の提供・情報提供     | 総務課    | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、男女共同参画セミナーの計画を中止しましたが、市役所本庁(人権・男女共同参画コーナー)に県男女共同参画センターからのチラシ等を設置し、市民等への情報提供を行った。  | 県、関係機関等から情報提供があった時点で、その都度情報提供を行うようにしている。                                | A   |
|      |  | 86   | 商工会補助事業    | 学習機会の提供・情報提供     | 観光商工課  | 市内商工業業者を対象とした相談指導及び講習会を実施した。<br>①相談指導 件数：巡回344件、窓口917件<br>①講習会 件数：個別1回(206人)・集団2回(53人)  | 理事会に女性理事も参画しており、事業の企画・立案・実施にあたり、男女双方の意見を反映できた。                          | A   |
|      |  | 87   | 中小企業対策事業   | 市内企業訪問による啓蒙・情報提供 | 観光商工課  | 市内商工業業者を対象とした相談指導及び講習会を実施した。<br>①相談指導 件数：巡回344件、窓口917件<br>①講習会 件数：個別1回(206人)・集団2回(53人)  | 理事会に女性理事も参画しており、事業の企画・立案・実施にあたり、男女双方の意見を反映できた。                          | A   |
|      |  | 88   | 社会教育事業     | 学習機会の提供・情報提供     | 社会教育課  | ・生涯学習講座 9講座 38回 延参加者344名<br>・家庭教育学級 12学級開設 学級生620名 延出席者数792名(男178名/女614名)<br>・市民大学 10講座 在籍者45人(男12名/女33名)<br>・ふれあい女性学級 市内4地区4学級で開設(飯野16、加久藤15、上江14、真幸11名) | 多様な内容として、男女が共に参加できるように工夫した。その結果、市民大学では過去最高の受講申し込みがあり、男性の参加者が増えたものと思われる。 | 講座の内容によってはどうしても女性に偏る傾向がある。(小物づくり教室等)<br>積極的に参加する女性は多い傾向がある。男性ももっと参加してもらえるような内容等を工夫させることは容易ではないと思われる。<br>家庭教育学級も男女どちらも参加できるような体制ではあるが、女性の参加のほうが多い傾向にある。<br>ふれあい女性学級は、対象者が女性であるため評価対象外。 |

【施策の方向5】 防災分野における女性の参画拡大を図る取組の推進

| 施策番号 | 男女共同参画施策                   | 事業番号 | 事業名           | 担当課                   | 実施した内容   | 評価の理由  | 「どちらかというと配慮できなかった」、「配慮できなかった」理由や課題  | 推進会議<br>評価 |
|------|----------------------------|------|---------------|-----------------------|----------|--|---|------------|
| 31   | 地域防災に関わる政策・方針決定過程への女性の参画拡大 | 89   | 男女共同参画推進事業    | 学習機会の提供・情報提供          | 総務課      | 県男女共同参画センターが主催する研修会等を4地区コミュニティセンターを通じて情報提供を行った。  | 県、関係機関等から情報提供があった時点で、その都度情報提供を行うようにしている。                                  | A          |
|      |                            | 90   | 自主防災組織育成・強化事業 | 学習機会の提供・防災会議への女性の参画拡大 | 基地・防災対策課 | 自主防災組織の重要性や組織運営について学ぶ機会として、各自治会や地域等において防災講座、防災訓練などを開催しました。<br>防災会議委員について女性選任を関係機関へ依頼を行った。<br>・防災会議を1回実施(開催日：3月24日)<br>・自主防災組織防災連絡会【役員】(第1回 10月28日/第2回 1月13日)<br>・自主防災組織防災連絡会【会員】(第1回 5月24日/第2回 11月18日/第3回 1月10日) | 会議など女性の視点から意見、提案できるようグループワークを取り入れた。<br>真幸地区代表は女性防災リーダーであり、具体的な意見を集約できている。 | A          |

|    |                          |    |         |                     |          |  |  |   |
|----|--------------------------|----|---------|---------------------|----------|--|--|---|
| 32 | 消防団活動への女性の参画の拡大に向けた広報・啓発 | 91 | 消防団運営事業 | 消防団活動への女性の参画促進・情報提供 | 基地・防災対策課 | ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、県内の女性消防団員による研修会等の中止及び単身高齢者宅を訪問しての活動が実施できなかった。<br>・産業文化祭においては、消防団の紹介や団員募集の活動が実施できた。 | 消防団活動への女性の参画について、直接、本部付部（女性消防団員）と会議を行い訓練及び式典運営に反映することができた。 | A |
|----|--------------------------|----|---------|---------------------|----------|--|--|---|

【施策の方向6】 女性のエンパワーメントを支援する取組の推進

| 施策番号 | 男女共同参画施策                 | 事業番号         | 事業名         | 担当課  | 実施した内容   | 評価の理由   | 「どちらかというと配慮できなかった」、「配慮できなかった」理由や課題  | 推進会議<br>評価                                |   |
|------|--------------------------|--------------|-------------|--|--|---|---|---|---|
| 33   | 働く女性のネットワーク構築に向けた調査研究    | 92           | 男女共同参画推進事業  | 学習機会の提供・情報提供   | 総務課  | 掲示板へ研修会開催の案内を掲載し、関係課に情報提供を行った。  | 県、関係機関等から情報提供があった時点で、その都度情報提供を行うようにしている。  | A   |   |
|      |                          | 93           | 中小企業対策事業    | 市内企業訪問による啓発・情報提供                                       | 観光商工課  | 企業実態調査及び企業ガイドブック作成に際し企業訪問等による啓発・情報提供を行った。<br>①企業実態調査<br>依頼実績：76社（回答：49社）<br>②企業ガイドブック<br>依頼実績：46社 | ①企業実態調査に際しては、各企業の男女雇用の実態把握をすることにより啓発につながった。<br>②企業ガイドブック作成に関しては、男女問わず従業員の声を掲載することにより啓発につながった。 | A   |   |
| 34   | 女性の人材育成を図る実践的・包括的学習機会の確保 | 94           | 男女共同参画推進事業  | 学習機会の提供・情報提供   | 総務課  | 掲示板へ研修会開催の案内を掲載し、関係課に情報提供を行った。  | 県、関係機関等から情報提供があった時点で、その都度情報提供を行うようにしている。  | A   |   |
|      |                          | 95           | 市民ワークショップ事業 | 学習機会の提供・情報提供   | 企画課  | 市主催で市民ワークショップを実施していたが、市民団体が同様の事業を実施しているため、事業の見直しを行い、今後実施しないこととしたため。                               | 事業見直しを行ったため評価対象外とした。  | —   |   |
|      |                          | 96           | 市長と語る会事業    | 学習機会の提供・情報提供   | 企画課  | 令和4年度は2つの自治会（上大河平自治会、尾八重野自治会）において開催し計32人に参加いただいた。自治会から様々な要望等が出され対応等について説明を行った。                    | 自治会と企画課で共同作成した開催案内チラシにおいて、自治会員の積極的な参加を促したが、結果として女性の参加は少なかつた。                                  | 開催案内チラシについて、更に男女共同参画に配慮した表現となるよう工夫が必要がある。 | B |
|      |                          | 97           | 事業説明会事業     | 学習機会の提供・情報提供   | 企画課  | 事業説明会でわかりやすい予算書の説明を実施していたが、「わかりやすい予算書」を全戸配布しているため事業の見直しを行い、今後実施しないこととしたため。                        | 事業見直しを行ったため評価対象外とした。  | —   |   |
|      |                          | 98           | ふれあい女性学級事業  | 学習機会の提供・情報提供   | 社会教育課  | 市内4中学校にふれあい女性学級を開設し、それぞれ活動（学習会、視察研修等）を実施している。   | 女性のエンパワーメント強化につながった。  |   | B |
| 99   | 家庭教育学級事業                 | 学習機会の提供・情報提供 | 社会教育課       | ・学級開設 12学級<br>・実施回数 62回<br>・延べ参加者数 792人（男性178人/女性614人） | 学級の活動内容については、年度当初の説明会時に教育委員会の意向をお伝えしているが、内容については学級で決定していくため評価の対象外となるものと思われる。 | 学級の活動内容については、年度当初の説明会時に教育委員会の意向をお伝えしているが、内容については学級で決定していくため評価の対象外となるものと思われる。                      | B   |   |   |

【重点目標4】 男女の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の根絶

【施策の方向1】 性別に起因するあらゆる形態の暴力を容認しない社会環境の醸成を図る取組の推進

| 施策番号 | 男女共同参画施策                                  | 事業番号 | 事業名            | 担当課                      | 実施した内容 | 評価の理由  | 「どちらかというと配慮できなかった」、「配慮できなかった」理由や課題   | 推進会議<br>評価 |
|------|---|------|----------------|--------------------------|--------|--|--|------------|
| 35   | 性別に起因するあらゆる形態の暴力を容認しない意識の醸成を図る広報・啓発       | 100  | 男女共同参画推進事業     | 学習機会の提供・情報提供             | 総務課    | 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に啓発活動を実施した。<br>・パネル展示・資料等配布（市役所本庁ロビー・文化センター）産業文化祭で実施<br>・市広報紙「若年層の性暴力被害予防月間」についての記事を掲載（4月号）<br>・市広報紙「DV（ドメスティックバイオレンス）」についての記事を掲載（8月号）<br>・市広報紙「女性に対する暴力をなくす運動」についての記事を掲載（10月号） | 広報、ホームページ、啓発活動によるチラシ配布やパネル展示などにより、広く情報提供できるようにした。  | A          |
|      |   | 101  | DV対策推進事業       | 暴力防止週間・人権週間における情報発信      | 総務課    | 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に啓発活動を実施した。<br>・パネル展示・資料等配布（市役所本庁ロビー・文化センター）産業文化祭で実施<br>・市広報紙「若年層の性暴力被害予防月間」についての記事を掲載（4月号）<br>・市広報紙「DV（ドメスティックバイオレンス）」についての記事を掲載（8月号）<br>・市広報紙「女性に対する暴力をなくす運動」についての記事を掲載（10月号） | 広報、ホームページ、啓発活動によるチラシ配布やパネル展示などにより、広く情報提供できるようにした。  | A          |
| 36   | 子どもや若年層の被害の未然防止及び被害者支援の基盤となる啓発            | 102  | 男女共同参画推進事業     | 学習機会の提供・情報提供             | 総務課    | 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に啓発活動を実施した。<br>・パネル展示・資料等配布（市役所本庁ロビー・文化センター）産業文化祭で実施<br>・市広報紙「若年層の性暴力被害予防月間」についての記事を掲載（4月号）<br>・市広報紙「DV（ドメスティックバイオレンス）」についての記事を掲載（8月号）<br>・市広報紙「女性に対する暴力をなくす運動」についての記事を掲載（10月号） | 広報、ホームページ、啓発活動によるチラシ配布やパネル展示などにより、広く情報提供できるようにした。  | A          |
|      |   | 103  | 乳幼児教育・保育事業     | 要保護児童対策地域協議会との連携         | こども課   | 要保護児童対策地域協議会において、支援を必要とする児童の早期発見や支援を図るため、関係機関等で情報を共有し、相互の連携強化を図る。<br>実務者会議開催数：2回   | 実務者会議を開催し、関係機関等で情報を共有し、相互の連携強化を図ることができた。   | A          |
|      |   | 104  | 人権教育推進事業       | 教職員・保護者などへの情報提供、関係機関との連携 | 学校教育課  | 学校において、日頃から子供や保護者の異変や違和感を見逃さず、児童虐待を受けたと思われる児童生徒がいた場合は、速やかにこども課や児童相談所との情報共有を行っている。<br>暴力・暴言を伴うものは「しつけ」ではなく「虐待」であること、虐待にはネグレクトや暴力を自撃すること含まれることなど、保護者に対する啓発は、関係機関の協力が必要である。                           | 子どもへのあらゆる形態の暴力を未然に防ぐ取組は、日常的に行っている。   | A          |
| 37   | 性犯罪、ストーカー行為の被害者支援に向けた関係機関との連携強化を図る対応体制の充実 | 105  | 女性相談支援事業       | 女性相談の実施・啓発               | 総務課    | 性犯罪、ストーカー行為の被害者支援については、警察署等の連携が重要としており、情報共有を密に行うことが必要と考えている。事態発生に備え、女性相談所の相談対応の充実につなげている。  | 市における相談対応の充実、事実認知から関係機関につながる過程において、二次被害が起らないよう、被害者の尊厳の回復を念頭に置き、被害者の心情や状況に寄り添う対応を行うようにしている。 | A          |
|      |   | 106  | DV被害者支援連絡協議会事業 | 関係機関との連携                 | 総務課    | 性犯罪、ストーカー行為の被害者支援については、警察署等の連携が重要としており、情報共有を密に行うことが必要と考えている。事態発生に備え、女性相談所の相談対応の充実につなげている。  | 市における相談対応の充実、事実認知から関係機関につながる過程において、二次被害が起らないよう、被害者の尊厳の回復を念頭に置き、被害者の心情や状況に寄り添う対応を行うようにしている。 | A          |
| 38   | あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止・被害者支援に向けた基盤づくり  | 107  | 女性相談支援事業       | 女性相談の実施・学習機会の提供          | 総務課    | セクハラシミュレーション・ハラスメント防止と被害者支援については、女性相談所における相談対応の充実と、二次被害発生に留意し、被害者を守る個人情報保護と守秘義務の徹底を図っている。  | パンフレット配布や相談窓口カード配布・掲示等により相談窓口の明確化と機能の充実、相談員研修の参加等により一層取り組みを進めることができた。                      | A          |
|      |   | 108  | 男女共同参画推進事業     | 学習機会の提供・情報提供             | 総務課    | 1. 女性に対する暴力をなくす運動期間中に広報紙により情報提供を行った。<br>2. 介護保険課、健康保険課等と連携をとり、相談窓口である女性相談所の周知啓発を行った。<br>3. 月1回女性相談所で事例検討会を行い、相談対応の充実に取り組んだ。  | セクシュアル・ハラスメントに伴う学習会の提供、市広報紙やホームページ等で情報提供を行った。  | A          |

【施策の方向2】 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進

| 施策番号 | 男女共同参画施策   | 事業番号 | 事業名                                 | 担当課                   | 実施した内容   | 評価の理由  | 「どちらかというと配慮できなかった」、「配慮できなかった」理由や課題  | 推進会議<br>評価                                     |   |
|------|--|------|-------------------------------------|-----------------------|--|--|---|--|---|
| 39   | 被害者の安心と安全を確保する適切・迅速な保護対応の充実                      | 109  | DV被害者支援事業<br>女性相談所の周知・ワンストップサービスの充実 | 総務課                   | 関係機関と連携を図りながら、被害者の安全確保のため一時保護が行えるようにしている。また、DV被害者等の身辺の安全確保を図るため、一時的に避難させるための「えびの市配偶者等からの暴力被害者緊急一時避難支援事業実施要綱」を令和4年5月に公布した。市広報紙による女性相談所の周知（4月号）（8月号）（10月号） | 保護する必要がある被害者について関係機関との連携による一時保護施設への入所、市営住宅への優先入居等による一時避難先の確保を行っている。  |   | A  |   |
|      |  | 110  | 一時避難事業                              | 被害者への一時避難先（市営住宅）の情報提供 | 財産管理課  | 令和4年度対応件数：なし<br>関係機関から連絡を受けた際は、男女関係なく速やかに情報提供や住宅案内を行うこととしている。令和4年度は関係機関からの連絡を受けた事例はなかった。   | 関係課からの連絡を受けた際は、男女関係なく本人の意思や本人の置かれた状況を尊重しうたえて判断し対応することとしている。   |  | A |
|      |  | 111  | 住民基本台帳事務事業                          | 住民基本台帳閲覧制限等の支援措置の実施   | 市民環境課  | DV等の被害者からの申出に基づく住民基本台帳の閲覧の制限等の支援措置の実施  |   |  | — |
| 40   | 被害者の早期発見に向けた体制の充実                                | 112  | DV被害者支援事業                           | 女性相談の実施・情報提供          | 総務課  | 1. 広報えびのにより、「DV（ドメスティックバイオレンス）」「女性に対する暴力をなくす運動」の記事を掲載した。また、県センター主催のDV被害者保護支援担当者研修に参加した。<br>2. 公共施設のトイレ等に女性相談所の相談カードを設置して、早期発見に繋がるように努めている。<br>※公共施設等の男性用トイレにも順次置いていくようにしている。 | 配偶者やパートナーからの暴力に関する情報提供・関係機関等が実施する研修等への参加推進を図った。   |  | A |
|      |  | 113  | 家庭児童相談事業                            | 情報提供                  | こども課   | 家庭における子育ての悩みや児童虐待に対応するため、家庭相談員が児童相談所等の関係機関と連携し、様々な支援につながるよう対応を行った。<br>相談件数148件   | 専用ダイヤルを設け、子供からの電話相談にも応じるなど、相談しやすい環境づくりに努めている。   |  | A |
| 41   | 子どもへの影響に対する支援                                    | 114  | DV被害者支援事業                           | 女性相談所と関係機関との連携        | 総務課  | 関係機関との連携による支援を行うことや被害者の安全を守る個人情報保護と守秘義務の徹底を図れるように配慮した。   | 被害を受けている親子の早期の安全・安心の確保、尊厳の回復に向けた、関係機関との連携による支援を行うこととしている。   |  | A |
|      |  | 115  | 家庭児童相談事業                            | 要保護児童対策地域協議会との連携      | こども課   | 家庭における子育ての悩みや児童虐待に対応するため、家庭相談員が児童相談所等の関係機関と連携し、様々な支援につながるよう対応を行った。<br>相談件数148件   | 相談内容によって、関係機関と交えて協議し、適切な対応に努めている。   |  | A |
|      |  | 116  | 人権教育推進事業                            | 関係機関との連携              | 学校教育課  | 児童生徒に対する直接的な暴力だけではなく、両親等の間の暴力についても、児童生徒に心理的な外傷を与える虐待のひとつであることを学校・教職員は認識し、異変や違和感を迅速に発見し関係機関との情報共有を行った。  | 体罰を含めた虐待等について、各学校で、機会あるごとに保護者等へ理解を求めるように周知するとともに、校長会などを通して、児童虐待防止法に基づく通告制度及び守秘義務の対応について確認している。  |  | A |
| 42   | 交際相手からの暴力（デートDV）の被害者支援                           | 117  | DV被害者支援事業                           | 女性相談の実施・ワンストップサービスの充実 | 総務課  | 1. 相談者の対応は、女性相談所で一括して関係課の対応を行うワンストップ方式により、相談者の負担軽減と安全確保に留意している。<br>2. デートDV等に関する啓発パンフレットを成人式等に配布した。  | 関係課、関係団体との連携により、相談者のワンストップサービスの充実を努めた。  |  | A |
|      |  | 118  | 男女共同参画推進事業                          | リーフレット等配布             | 総務課  | 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中啓発活動を行った。<br>・パネル展示・資料等配布（市役所ロビー・市民図書館）で実施した。<br>・市広報紙へ「DV（ドメスティックバイオレンス）」についての記事を掲載した。（8月号）  | 広報、ホームページ、啓発活動によるチラシ配布やパネル展示などにより、広く情報提供できるようにした。   |  | A |
|      |  | 119  | 家庭児童相談事業                            | 家庭相談員による相談支援・関係機関との連携 | こども課   | 家庭における子育ての悩みや児童虐待に対応するため、家庭相談員が児童相談所等の関係機関と連携し、様々な支援につながるよう対応を行った。<br>相談件数148件   | 相談しやすい環境づくりに関係機関との連携を図り、適切な対応に努めている。  |  | A |
|      |  | 120  | 人権教育推進事業                            | 情報提供・相談対応の充実          | 学校教育課  | デートDVについて、中学校において男女ともに学ぶ機会を設けた。また、相談窓口については周知を行っている。   | 子どもの発達段階に配慮して、生命の安全教育の中でデートDVについての教育を行った。   |  | A |
| 43   | 相談スキルの向上を図る研修の実施、相談環境・相談体制の充実                    | 121  | 女性相談事業                              | 学習機会の提供               | 総務課  | 県男女共同参画センターが主催している研修会に参加し相談員のスキルアップを図った。毎月1回事例検討会を実施して情報共有と相談体制の方向性も検討を行った。  | 事案についての情報共有し、連携が図り、適切な対応に努めている。   |  | A |
|      |  | 122  | 男女共同参画推進事業                          | 各種相談員研修               | 総務課  | 1. 女性相談所では毎月1回の事例検討会を実施し、相談員のスキルアップに取り組んだ。<br>2. 宮崎県男女共同参画センター主催の相談員研修に参加しスキルアップを図った。（実績：受講回数 2回）  | 宮崎県男女共同参画センター主催等の相談員研修参加に参加し、相談に携わる相談員、職員との意見交換により、相談員のスキルアップに努めている。  |  | A |
|      |  | 123  | 民生委員活動事業                            | 学習機会の情報提供             | 福祉課  | ①民生委員・児童委員協議会による学習会の実施（7月20日）対象者：民生委員・児童委員（参加者49名）<br>内容：「地域住民のプライバシー・個人情報との向き合い方」<br>②新任民生委員・児童委員向け研修会（1月26日）対象者：新任民生委員22名<br>内容：県福祉健康課・こども家庭課による社会福祉全般講話及び市の民生部門による事業説明    | 民生委員は民生委員法第15条に基づき、「その職務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱をすることなく」活動を行わなければならないとされている。このため、地域福祉の担い手として常に住民の立場に立つて相談に応じることができるよう、実務に応じた研修が実施された。また、今後もロールプレイを通じて「固定的な役割分担意識・ありがちな対応」について検討し、参加者において問題意識を高めることができるよう研修会が民生委員主体で計画されている。 |  | A |
|      |  | 124  | 教職員研修事業                             | 学習機会の提供・相談対応の充実       | 学校教育課  | 学校における相談対応や関係機関との連携、児童虐待防止法に基づく通告制度について共通理解を図り、相談対応のスキルアップを図るため校内研修を行った。（9校）   | 校長会などで各学校の相談対応、関係機関との迅速な対応、児童虐待防止法に基づく通告制度について共通理解をし、各学校内での情報共有を行った。併せて事業認知から関係機関につなぐ過程において、守秘義務等の徹底、相談体制の充実を図った。   |  | A |
| 44   | 被害者の生活再建に向けた支援                                   | 125  | DV被害者支援事業                           | 女性相談所と関係機関との連携        | 総務課  | 被害者の多様な経済的・生活的状況に応じて、庁内関係課と連携を図り、各種サービスに関する情報提供を行った。   | 被害者の生活再建に向けた支援については、庁内関係課との連携により、被害者の意向を十分に尊重したうえで避難先の確保や各種支援手続を行うようにしている。  |  | A |
|      |  | 126  | ひとり親家庭支援事業                          | 情報提供                  | こども課   | 母子父子自立支援員を配置し、相談対応と自立に必要な情報提供等（職業能力向上及び求職活動）を行った。  | ひとり親家庭に対して、面談の際に事業を紹介し、周知を図っている。  | 相談については母子家庭（女性）のみとなっており、父子家庭（男性）からの相談がない状況である。 | A |
|      |  | 127  | 就学支援事業                              | 情報提供                  | 学校教育課  | 就学支援の情報はホームページにて周知をしている。また、全保護者に文書で周知を行い、支援申し込みの有無に関わらず、全保護者から回答をもらっている。   | 全保護者から、個々の家庭の状況に応じ、子どもや保護者に寄り添った対応を行うよう常に留意している。併せて教職員の守秘義務等の徹底を図った。  |  | A |
| 45   | 「えびの市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」に基づく総合的取組を推進する体制の機能強化 | 128  | DV被害者支援事業                           | 関係機関との連携              | 総務課  | えびの市DV被害者支援連絡協議会において、関係課・関係機関との連携を図り、情報共有を行った。   | えびの市DV被害者支援連絡協議会会議を開催し、関係課、関係機関とDV防止について議論し、情報共有を図った。   |  | A |

【重点目標5】 「すべての人の人権の尊重」を踏まえる健康支援

【施策の方向1】 生涯を通じた女性の健康支援

| 施策番号 | 男女共同参画施策                           | 事業番号 | 事業名            | 担当課                        | 実施した内容 | 評価の理由  | 「どちらか」といって配慮できなかった、「配慮できなかった」理由や課題  | 推進会議<br>評価  |   |
|------|------------------------------------|------|----------------|----------------------------|--------|--|---|---|---|
| 46   | 妊娠・出産・育児期における健康支援                  | 129  | えびの市母子健康包括支援事業 | 相談対応の充実                    | こども課   | 子育て世代包括支援センターにおいて、助産師を中心に妊娠前から子育て期まで妊産婦に対して切れ目のない支援事業を行った。<br>産前産後サポート事業 助産師による電話相談延べ961件<br>産後ケア事業 子育て・おっぱいなんでも相談会7回(延べ7人)、助産師による個別相談延べ5人、助産師及び保健師による訪問147人<br>コロナ禍の影響により、参加人数が少なく各イベントでの母親同士の交流の場の提供ができなかった。   | 事業の性質上、対象者が妊産婦(女性)に偏ってしまっている傾向があるが、事業内容によっては男性への対応も行っている。                                       | 主な事業となるものが「ママサポートカフェ」と女性に限定した事業名称となっているため、男性も参加ができるよう名称の変更などの検討が必要<br>母子保健法により事業対象が「妊産婦」、「妊娠した者」、「女子」と限定的な表現となっているものもあり、配慮が難しい。 | B |
|      |                                    | 130  | 妊産婦等・乳幼児健康診査事業 | 妊娠健康診査・健康教育の実施             | こども課   | 妊娠中の異常を早期に発見し、出産・育児に対する適切な支援事業を行った。<br>妊産婦健康診査延べ786件<br>産婦健康診査延べ132件   | 妊産婦(女性)の受診に限定された事業であるため、男性を対象とするものがなく評価は低い数字となるが、対象者に対して適切に対応ができた。                              | 受診対象が限定されるため、配慮が難しい。  | B |
|      |                                    | 131  | 妊産婦等・乳幼児健康診査事業 | 母子手帳交付・各種健康教室、母子相談・訪問指導の実施 | こども課   | 乳幼児とその保護者が、健やかな親子関係を築き、育児不安の軽減を図ることができた。<br>母子健康手帳交付件数56件<br>3か月健康診査12回(受診者69人)、1歳半健康診査10回(受診者83人)、3歳児健康診査11回(受診者100人)<br>助産師及び保健師による訪問 147件   | 母子手帳交付やアンケートなどの実施については妊産婦(女性)から申請・記入に限定しているため、偏ってしまっている傾向があるが、健診など事業内容によっては父親(男性)が参加するケースもみられる。 | 母子保健法により事業対象が「妊産婦」、「妊娠した者」、「女子」と限定しているため、偏ってしまっている傾向があるが、健診など事業内容によっては父親(男性)が参加するケースもみられる。                                      | B |
| 47   | 女性特有の疾患の早期発見に向けた検診受診率向上、予防等についての啓発 | 132  | 男女共同参画推進事業     | 情報提供                       | 総務課    | 掲示板等へ県男女共同参画センター主催による「からだの相談」の情報提供を行った。  | 女性を対象とする健康教育の実施等の情報提供・学習機会の提供を行った。  |   | A |
|      |                                    | 133  | 健康増進事業         | 各種検診の実施・情報提供               | 健康保険課  | ①女性特有の疾患の早期発見のために、がん検診事業(子宮がん・乳がん)を実施した。<br>・期間:令和4年1月1日～令和5年1月31日<br>・対象:子宮がん検診は20歳以上の偶数歳の女性、乳がん検診は30・36歳及び40歳以上の偶数歳の女性(各検診で30・36・40歳は無料対象者に該当)<br>・受診者数:子宮がん検診284人 乳がん検診210人<br>・受診率:子宮がん検診13.2% 乳がん検診12.4%<br>・無料対象者受診率:子宮がん検診26.7% 乳がん検診26.7%<br>②女性の健康週間にてパネル展実施<br>・期間:令和5年3月<br>・対象:市民及び職員<br>・内容:女性特有の疾患についての知識の普及啓発 | 検診受診率が低く、罹患率の高い若い年代に検診受診の機会を持ってもらうために無料対象の年齢を設定し、受診率の向上につなげることができた。                             |   | A |
| 48   | 性に関する正しい理解促進に向けた教育の推進、広報・啓発        | 134  | 男女共同参画推進事業     | 情報提供                       | 総務課    | 市広報紙で「若年層の性暴力被害予防月間」についての記事を掲載(4月号)や「DV(ドメスティックバイオレンス)」についての記事を掲載(8月号)を行った。  | 性に関する正しい理解促進に向けた教育等の広報啓発を行った。   |   | A |
|      |                                    | 135  | 妊婦等相談事業        | 相談対応の充実                    | こども課   | 子育て世代包括支援センターにおいて、助産師を中心に妊娠前から子育て期まで妊産婦に対して切れ目のない支援事業を行った。<br>産前産後サポート事業 助産師による電話相談延べ261件<br>産後ケア事業 子育て・おっぱいなんでも相談会7回(延べ7人)、助産師による個別相談延べ5人、助産師及び保健師による訪問147人<br>コロナ禍の影響により、参加人数が少なく各イベントでの母親同士の交流の場の提供ができなかった。   | 事業の性質上、対象者が妊産婦(女性)に偏ってしまっている傾向があるが、夫(男性)からの相談受付けや夫婦合わせての対応なども行っている。                             | 母子保健法により事業対象が「妊産婦」、「妊娠した者」、「女子」と限定的な表現となっているものもあり、配慮が難しい。   | B |
|      |                                    | 136  | 健康教育推進事業       | 性教育の実施・情報提供                | 学校教育課  | 各小中学校における保健等の授業を通して、児童生徒の発達段階に応じた性に対する正しい理解ができるように取り組んだ。また、養護教諭や養護助教諭も学級担任と協力しながら、授業の充実にも努めた。  | 養護教諭や養護助教諭も学級担任と協力しながら、授業の充実にも努めた。  |   | A |

【施策の方向2】 生涯にわたる男女の健康の包括的支援

| 施策番号 | 男女共同参画施策                   | 事業番号 | 事業名        | 担当課           | 実施した内容 | 評価の理由  | 「どちらか」といって配慮できなかった、「配慮できなかった」理由や課題  | 推進会議<br>評価 |   |
|------|----------------------------|------|------------|---------------|--------|--|---|------------|---|
| 49   | 市民一人ひとりの健康意識の向上に向けた広報・啓発   | 137  | 男女共同参画推進事業 | 情報提供          | 総務課    | 市広報紙で「ワーク・ライフ・バランス」に関する記事(12月号)を掲載した。  | 男女の生活習慣、就業状況や生活環境の違いによるニーズを踏まえ、健康状態を自己管理できるように広報啓発を行った。   |            | A |
|      |                            | 138  | 健康日本21事業   | 学習機会の提供・情報提供  | 健康保険課  | 市内企業への企業通信、広報誌等を通して市民に健康づくりに関する情報提供および普及啓発を行った。<br>①企業通信「新・元気な笑って健康えびの」<br>・対象:市内企業39か所<br>・回数:3回<br>・内容:肥満、心の健康、減塩<br>②広報掲載「いきいき健康コーナー」<br>・回数:4回<br>・内容:歯周病、心の健康、減塩、フレイル | 健康づくりに関する取り組みは性別関係なく必要であるため、男女共通した表現を使用し、健康教育や広報誌等での情報提供及び普及啓発を行っている。   |            | A |
|      |                            | 139  | 健康教育推進事業   | 保健だより発行       | 学校教育課  | 全小中学校において、健康教育推進のため、毎月保健だよりを発行した。  | 各学校において、歯や睡眠等、学校の実態に応じた健康意識の向上と健康増進のための内容や低学年でも見やすい内容の保健だよりを発行している。   |            | A |
| 50   | 性別に由来する男女のニーズを踏まえる健康づくりの支援 | 140  | 男女共同参画推進事業 | 学習機会の提供・情報提供  | 総務課    | 市広報紙で「ワーク・ライフ・バランス」に関する記事(12月号)を掲載した。<br>県男女共同参画センター等が主催する研修会の情報提供を行った。  | 市広報紙、ホームページ、チラシ配布等による情報提供や県男女共同参画センター等主催する研修会の案内を行っている。   |            | A |
|      |                            | 141  | 健康増進事業     | 相談体制の充実・情報提供  | 健康保険課  | 各種健(検)診後の保健指導や健康・栄養相談を実施した。<br>・訪問・健康(栄養)相談実施件数:延べ906件(訪問、面談、電話)   | 個人の生活過程の違いによるニーズを捉え、一人ひとりがそれぞれの健康状態に応じて自己管理に取り組みやすい生活習慣の予防・改善等について保健指導や健康相談による情報提供を実施した。  |            | A |
|      |                            | 142  | 自殺対策事業     | 相談体制の充実・情報提供  | 健康保険課  | ・パネル展6回<br>・啓発数延べ7,865人(心の健康相談窓口カード等配布数)   | 自殺対策の企画及び実施にあたり、協議会委員及び部会員のメンバーに男女とも入っているため、双方の意見を参考に協議検討を行った。<br>また、男性は女性に比べて、肥満状態にある人や喫煙習慣のある人が高い状況にあること、長時間労働等男性中心の労働慣行による影響が身の健康に影響していることも考えられるため、各関係機関や団体等への健康相談窓口カードの配布を依頼し、広く周知を図っている。 |            | A |
| 51   | 潜在する傾向にある相談支援のニーズへの対応      | 143  | 男女共同参画推進事業 | 情報提供・関係機関との連携 | 総務課    | 1. LGBT交流会「レインボービュー宮崎」のチラシを庁内に掲示し、相談先の情報提供を行った。<br>2. LGBT交流会「レインボービュー宮崎」主催による「LGBT交流会&学習会」をえびの市で開催<br>3. LGBT Q個別相談会を実施   | あらゆる相談に対応できるように相談環境の整備に努めている。また、関係機関との連携も図っている。   |            | A |
|      |                            | 144  | 女性相談事業     | 情報提供・関係機関との連携 | 総務課    | 女性相談所において、相談者が安心して相談できる環境整備に努め、関係機関との連携を図った。<br>相談件数:30件(電話25件・面談5件) 男性2件/女性28件  | あらゆる相談に対応できるように相談環境の整備に努めている。また、関係機関との連携も図っている。研修会時や公共施設等へ女性相談所のポスター及びカードを設置し、周知を図っている。   |            | A |
|      |                            | 145  | 健康相談事業     | 情報提供・関係機関との連携 | 健康保険課  | ①保健所が実施している「ひきこもり・心の健康相談」「アルコール家族教室」「わかちあいの会(自死遺族のつどい)」の目標を、毎月広報紙に掲載した。<br>②自殺対策及び精神疾患の相談窓口カードを配布した。<br>・相談窓口カード等配布数 7,865枚  | 自殺対策の企画及び実施にあたり、協議会委員及び部会員のメンバーに男女とも入っているため、双方の意見を参考に協議検討を行った。<br>また、広報にて保健所主催の健康相談や健康教室等を毎月掲載したり、各関係機関や団体等への健康相談窓口カードの配布を依頼し、広く周知を図っている。   |            | A |

|    |                    |     |            |                            |       |   |   |   |
|----|--------------------|-----|------------|----------------------------|-------|---|---|---|
| 52 | スポーツ活動を通じた健康づくりの支援 | 146 | 男女共同参画推進事業 | 学習機会の提供・情報提供               | 総務課   | 県男女共同参画センター等が主催する講座等の情報提供を行った。  | 県男女共同参画センター等が主催する相談・研修会の情報提供をチラシ配布等で行った。  | A |
|    |                    | 147 | 障がい者支援事業   | 障がい者スポーツ大会等への支援            | 福祉課   | 各種スポーツ大会への参加は、各種障害者団体のなど会員相互の交流の場であるが、会員の高齢化等により、開催方法について困難が出てきているが、グラウンドゴルフやアライイングダンスなど参加しやすいスポーツへの参加を促し、開催にあたっては障害の程度に配慮しながら、障害のある人の生きがいづくりを支援している。 | 障害者団体が企画される大会等は、団体の役員等の男女双方の意見により決定されている。障がい者スポーツ大会等の支援については、性別はもろもろ障害の程度にかかわらず、配慮を行って支援に取り組んでいる。案内文書等については、性別の視点よりも障がいの程度の視点が大きいと思われる。 | A |
|    |                    | 148 | 生涯スポーツ推進事業 | 各種スポーツ大会実施、総合型地域スポーツクラブの充実 | 社会教育課 | ・スポーツ協会加盟団体(21団体)が市民スポーツ大会を開催し、市民の健康増進、体力づくりにつなげた。<br>大会参加者数：5,500名 参加者数：546人   | ・市民スポーツ大会では、大会日程等についても各競技連盟で幅広い世代で多くの参加者が出場できるよう配慮され実施している。<br>・高齢者(65歳以上)の新規加入助成金は男性16人、女性11人の計27人に交付し、健康増進、体力向上につなげることができた。           | A |

【重点目標6】 生活上の困難や課題をかかえる人々が安心して暮らせる環境の整備

【施策の方向1】 複合的に困難な状況にある一人ひとりの生活の安定と自立に向けた男女共同参画の視点を踏まえる包括的な支援

| 実施番号 | 男女共同参画施策  | 事業番号       | 事業名              | 担当課   | 実施した内容  | 評価の理由   | 「どちらかというと配慮できなかった」、「配慮できなかった」理由や課題  | 推進会議<br>評価  |   |
|------|---|------------|------------------|---|---|---|---|---|---|
| 53   | ひとり親家庭等の個々の多様な状況への対応の深化を図る包括的な支援                    | 149        | ひとり親家庭支援事業       | 情報提供  | こども課  | 母子父子自立支援員を配置し、相談対応と自立に必要な情報提供等(職業能力向上及び求職活動)を行った。   | ひとり親家庭に対して、面談の際に事業を紹介し、周知を図っている。  | 相談については母子家庭(女性)のみとなっており、父子家庭(男性)からの相談がない状況である。              | A |
| 54   | 障がいのある一人ひとりの多様な状況への対応の深化を図る包括的な支援                   | 150        | 障がい福祉サービス事業      | 情報提供・各種支援の実施  | 福祉課   | 障害者総合支援法に基づき、障がいのある人が性別にとらわれず自立した生活が送れるように、また住み慣れた地域で安心して暮らせるように、相談等面談の際には個々に寄り添った対応を行い、個々の特性やニーズに合わせた福祉サービスの利用により支援を行った。<br>障がいの程度や障がいをもつ方を取り巻く環境はそれぞれあり、個々に応じたサービスの支援が必要であり、障がいをもつ方やその家族の困り感が解消できるようにサポートしていく必要がある。 | 障がい福祉サービスの提供については、性別や障がいの程度に配慮し個々に応じて支援を行っているが、事業所が市内に多くないことから、居住地特性により市外事業所の利用に頼らざるを得ないところがある。支援につなげる際は、性別役割分業の視点を持ち強し弱を聞き取り、必要な情報が提供するように心がけている。  |   | A |
|      |   | 151        | 障がい者相談支援事業       | 相談対応の充実・情報提供  | 福祉課   | 障がい者本人やその家族、支援者、事業所など障がいに係る相談ができる場所「しほろ基幹相談支援センター」があることにより、適切・迅速な相談体制ができていく。相談の内容等ワークショップ等により関係機関で共通理解を図り対応を行った。相談の内容については、性別による役割意識の視点を常に持ち対応できている。  | 専門の相談場所ができたことにより、相談の幅が広がり、迅速丁寧な対応ができていくと感じる。性別にとらわれず、また、障害の程度によらず相談対応の充実や情報提供できるように心がけている。  | 不安やちょっとした困りでも、気軽に相談できる安心できる場所があることを、これまで以上に繰り返し周知していく必要がある。 | A |
|      |   | 152        | 障がい者虐待防止センター運営事業 | 情報提供・関係機関との連携   | 福祉課   | 障がいのある人の日常生活における権利が損なわれないよう、障がいのある人に対する虐待防止や早期発見・早期対応を行った。障がい者週間に、障害者の虐待防止・障害者の合理的配慮について、商工会を通じて市内事業所に啓発を行った。   | 虐待発生案件については、障がい者や擁護者のそれぞれの立場に立ち、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない対応に努めることができる。   |   | A |
| 55   | 高齢者一人ひとりの多様な状況への対応の深化を図る包括的な支援                      | 153        | 高齢者生活支援対策事業      | 福祉タクシー券発行・情報提供  | 福祉課   | 満75歳以上で車両を保有せず、自らも運転できず、住民税所得割が非課税の高齢者に対してタクシー基本料金を助成する利用券を交付した。制度については、市のホームページによるほか、地域の実情をよく知る民生委員を通じて周知や情報提供を行っている。<br>令和4年度交付実績：561人、利用枚数11,767枚  | 助成対象の条件に該当する方であれば、男女の区別なくなたてもタクシー利用券の交付が受けられる制度となっており、性別にかかわらず社会参加の支援、経済的負担の軽減を行っている。<br>また、申請に当たっては、民生委員による車両を保有していない等々の説明をお願いしており、民生委員に対する相談を通じて生活実態の把握に努めるなど、福祉タクシー以外の必要な支援につながるよう尽力いただいている。 |   | A |
|      |   | 154        | 総合相談支援事業         | 相談対応の充実・情報提供  | 介護保険課   | 高齢者の介護・医療・保健・福祉などの総合的な相談窓口として、地域包括ケアセンター及び市内事業所に在宅介護支援センターを設置している。在宅介護支援センターは、総合相談等窓口委託業務として、総合相談、実態把握、継続訪問の3種の取組を実施している。<br>【実績】総合相談：443件、継続訪問：361件  | 総合相談等窓口委託業務については、男女問わず65歳以上の方の対応をしており、それぞれの内容は以下のとおりとなっている。<br>総合相談：高齢者の方の困りごとなどの支援、対応実態把握；えびの市在住で65歳以上の対象者名簿を基に、介護サービスを利用されていない方を訪問継続訪問；総合相談や実態把握により、見守りや再度の訪問が必要と判断した方を定期的な訪問                 |   | A |
| 56   | 子どもや若者一人ひとりの多様な状況への対応の深化を図る包括的な支援                   | 155        | 男女共同参画推進事業       | 学習機会の提供・情報提供  | 総務課   | 1. 研修会時や公共施設等へ女性相談所のポスター及びカードを設置し、周知を図った。<br>2. 健康保険課と連携を図り、母子手帳交付時に女性相談所の情報提供を行った。   | 様々な研修会や講演会の開催時に女性相談所のアンケート実施やカード配布等で周知啓発に努めた。   |   | A |
|      |   | 156        | 女性相談事業           | 相談対応の充実・情報提供・関係機関との連携   | 総務課   | 1. 研修会時や公共施設等へ女性相談所のポスター及びカードを設置し、周知を図った。<br>2. こども課と連携を図り、母子手帳交付時に女性相談所の情報提供を行った。  | 関係機関との連携を図り、相談対応の充実や情報提供に努めた。   |   | A |
|      |   | 157        | 家庭児童相談事業         | 相談対応の充実・情報提供・関係機関との連携   | こども課  | 家庭における子育ての悩みや児童虐待に対応するため、家庭相談員が児童相談所等の関係機関と連携し、様々な支援につながるよう対応を行った。<br>相談件数148件  | 相談しやすい環境づくりと関係機関との連携を図り、適切な対応に努めている。  |   | A |
|      |   | 158        | 子どもの貧困対策推進事業     | 相談対応の充実・情報提供・関係機関との連携   | こども課  | 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないことのない社会を実現するため、コーディネーターを配置し、子どもの貧困対策推進計画に沿った事業を行った。<br>子どもの未来応援協議会会議(3回開催)<br>前版のリニューアル事業<br>こども宅食事業  | 社会福祉協議会等の他機関とも連携し、必要な支援につなげている。   |   | A |
| 159  | 就学支援事業  | 奨学金制度の情報提供 | 学校教育課            | ホームページや広報紙への掲載及び、市内中学校3年生・飯野高校3年生保護者へチラシを配布し奨学生を募集した。市内在住の高校生については、小林市内の高校へチラシを持ち込み、案内の周知を依頼した。 | 奨学金は貸与であるため、就職後に返還の負担が生じる。奨学金の返還が困難な理由がある場合には、返還猶予や返還免除の制度も設けている。 |   | A   |   |   |
| 57   | 外国人・性的少数者であること等により複合的に困難な状況にある一人ひとりの多様な状況に応じた包括的な支援 | 160        | 男女共同参画推進事業       | 学習機会の提供・情報提供  | 総務課   | 1. LGBT交流会「レインボービュー宮崎」のチラシを庁内に掲示し、情報提供を行った。<br>2. 相談の際に一人ひとりの多様な状況への寄り添った対応の充実を図っている。   | 外国人・性的少数者であること等により複合的に困難な状況にある一人ひとりの多様な状況に応じた包括的な支援を行うように努めた。   |   | A |
|      |   | 161        | 女性相談事業           | 相談対応の充実・情報提供  | 総務課   | 1. LGBT交流会「レインボービュー宮崎」のチラシを庁内に掲示し、情報提供を行った。<br>2. 相談の際に一人ひとりの多様な状況への寄り添った対応の充実を図っている。   | チラシを庁内に掲示し、情報提供を行った。<br>外国人や性的少数者であることによる複合的に困難な状況にある多様な状況に応じた相談支援に努めた。   |   | A |
|      |   | 162        | 外国人居住者支援事業       | 情報提供  | 市民協働課   | 市民活動団体等と連携し、中国留学生の歓迎会を実施し市民との交流を深めた。<br>期日：7月7日(木)<br>対象者：中国人留学生149名、日本人学生28名 計177名<br>参加者：32名(ロータリークラブ、国際交流協会、市関係者)  | 外国人であることによる複合的に困難な状況に陥りやすい留学生と、市民との交流を深めることができたため。  |   | A |
| 58   | 災害により直面する複合的に困難な状況における男女のニーズの違いへの対応                 | 163        | 災害予防対策事業         | 学習機会の提供・情報提供  | 基地・防災対策課  | 自主防災組織の重要性や組織運営について学ぶ機会として、各自治会や地域等において防災講座、防災訓練などを開催した。<br>・防災講座、防災訓練などの開催<br>(自主防災組織：25組織(39回/延べ2,539人参加))  | 災害から受ける影響やニーズの男女の違いの配慮や女性の視点での防災訓練を取り入れることができた。<br>その結果、女性ボランティアの支援参加により、参加して良かったとの声があった。   |   | A |

【施策の方向2】 誰もが安心して暮らすことができる生活基盤の充実を図る取組の推進

| 施策番号 | 男女共同参画施策   | 事業番号 | 事業名                                | 担当課          | 実施した内容     | 評価の理由   | 「どちらかというと配慮できなかった」、「配慮できなかった」理由や課題   | 推進会議   |
|------|--|------|------------------------------------|--------------|------------|---|--|--|
|      |  |      |                                    |              |            |   |  | 評価   |
| 59   | 一人ひとりの人権が尊重される生活環境の醸成に向けた、市民一人ひとりの男女共同参画意識の醸成を図る啓発 | 164  | 男女共同参画推進事業                         | 学習機会の提供・情報提供 | 総務課        | 1. 県男女共同参画センター等が主催する講座等の情報提供を行った。<br>2. 男女共同参画だより「とらいあんぐる」発行（全戸配布及びホームページ掲載）した。<br>3. 市広報紙による啓発：年6回（偶数月）掲載した。<br>4. 男女共同参画週間・女性に対する暴力をなくす運動期間中に啓発活動を実施した。   | 市広報紙、ホームページ、情報誌（男女共同参画だより）など様々な形で情報提供するようし、啓発活動ができた。   | A  |
| 60   | 子育て・介護に係る困難を包括的に支える基盤整備                            | 165  | 延長保育事業                             | 事業実施と情報提供    | こども課       | 仕事の事情などでやむを得ず規定の保育時間を超えてしまい、時間を延長して子どもを預かってほしいという保護者のため延長保育事業を実施した。<br>目標供給量確保人数（人日）：161人   | 保護者が安心して就労することができ、子育てとの両立支援の面からも事業効果は高い。   | A  |
|      |  | 166  | 一時預かり事業                            | 事業実施と情報提供    | こども課       | 保護者の就労、病気、災害、育児等に伴う精神的・肉体的負担の疲労解消など家庭において一時的に保育が困難となった児童を、保育園、認定こども園、幼稚園で預かり保育することで、保護者の子育て支援を行う。<br>目標供給量確保人数（人日/年）：一般型 1,851人、幼稚園型 9,750人   | 一時的に保育が困難になった保護者の支援であり、育児疲れなど育児に伴う心理的負担の軽減も図られている。   | A  |
|      |  | 167  | 病後児保育事業                            | 事業実施と情報提供    | こども課       | 病気の回復期の児童（生後2か月～6年生）で、集団保育が困難でかつ親の勤務等の都合により家庭での保育が困難児童を預かり保育することで、子育てと仕事の両立を支援し子育てしやすい環境をつくる。<br>目標供給量確保人数（人日/年）：960人   | 子どもが病気になった場合の保護者の就労機会を提供している。  | A  |
|      |  | 168  | ファミリーサポートセンター委託事業                  | 事業実施と情報提供    | こども課       | 急な冠婚葬祭や仕事などで子どもを見ることができない保護者が、地域で安心して子どもを預られるよう地域住民が会員登録し会員相互の有償ボランティアで子どもの預かり支援活動を行う<br>延べ活動回数：488回  | 公的なサービスでは行き届かないところを、住民の支え合いにより子育て世帯を応援するもので、地域づくりを推進する上でも事業効果は高い。  | A  |
|      |  | 169  | 放課後児童クラブ運営事業                       | 事業実施と情報提供    | こども課       | 保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、発達段階に応じた遊びや生活の場を提供し、児童及び保護者の安心安全と健全な育成を行う。<br>目標供給量確保人数（人日）：274人  | 保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を預かることにより、保護者が安心して働ける環境を提供した。  | A  |
|      |  | 170  | 乳児家庭全戸訪問事業                         | 事業実施と情報提供    | こども課       | 母子保健推進員が、生後4か月を迎えるまでの乳児がいる家庭へ、育児に関する不安、悩み、相談や相談、子育て支援に関する情報提供、養育環境の把握を行うため個別訪問事業を実施した。<br>訪問件数27件   | 対象となる全家庭に対して訪問ができ、必要な情報提供が行えている。   | A  |
|      |  | 171  | 地域子育て支援センター事業                      | 事業実施と情報提供    | こども課       | 子育て中の親同士の交流、子育てや育児不安に係る相談、地域の子育て関連情報の提供等幅広い子育て支援事業を展開している。<br>子育て家庭の育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援を実施した。<br>支援センター市内1か所 延べ利用者数839人   | コロナ禍により参加人数が減少傾向にあるが、実施方法や工夫するなどし対応されている。  | B  |
|      |  | 172  | 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業                | 事業実施と情報提供    | 介護保険課      | 地域の高齢者が住み慣れた地域で生活し続けることができるよう、多職種協働や地域との連携づくり、個々の介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する後方支援及び情報提供を行った。<br>【実績】<br>①ケアマネジャー会（草の葉会）参加：5回<br>密か月に1回を目途に開催され、地域包括支援センターからは主任介護支援専門員が参加。<br>②在宅介護支援センター連絡会議：11回（新型コロナウイルスのため1回は中止）<br>※毎月1回を目途に開催し、地域包括支援センターからはセンター長、主任保健師、社会福祉士、認知症地域支援推進員が参加。 | ケアマネジャー等の専門職を対象と会議を開催し、男女問わず高齢者支援の内容や問題解決に向けて意見交換及び情報共有を行っている。   | A  |
|      |  | 173  | 高齢者実態把握事業                          | 事業実施と情報提供    | 介護保険課      | 65歳以上の高齢者宅に直接訪問し、緊急時の対応や相談支援を行うための基本情報を聞き取り、また高齢者虐待の早期把握につなげることを目的に、在宅介護支援センター（市内4事業所）に総合相談窓口委託業務を委託し、実態把握業務として事業を実施している。<br>【実績】実態把握：2,518件<br>およびの市在住で65歳以上の対象者名簿を基に、介護サービスを利用されていない方を訪問し、万が一の場合に備え身体状況、既往歴、緊急時連絡先、自立度などの聞き取りなどを行っている。                                  | 65歳以上の方を対象に男女問わず訪問を行っているもので、日常生活上の困りごとや課題などがある場合は、総合相談及び継続訪問により対応している。   | A  |
|      |  | 61   | 地域の人々や様々な主体との連携・協働による切れ目の無い支援体制の充実 | 174          | 男女共同参画推進事業 | 学習機会の提供・情報提供  | 総務課  | 1. 男女共同参画だより「とらいあんぐる」発行（全戸配布及びホームページ掲載）<br>2. 市広報紙による啓発：年6回（偶数月）掲載した。<br>3. 男女共同参画週間・女性に対する暴力をなくす運動期間中に啓発活動を実施した。<br>4. 男女共同参画に関する情報を地域コミュニティセンターを通じて周知啓発を行った。 |
| 175  | 地域運営協議会支援事業  |      |                                    | 学習機会の提供・情報提供 | 市民協働課      | 社会福祉協議会などの関係団体とまちづくり協議会が連携し、子ども食堂や地域支えあい事業などの取組みを行った。<br>こども食堂：飯野まちづくり協議会1回、真幸まちづくり協議会10回、社会福祉協議会7回   | 地域福祉の担い手となる団体等が連携し、一人ひとりの多様な状況へ寄り添った取り組みを行うことができたため。   | A  |
| 176  | 地域福祉活動事業   |      |                                    | 学習機会の提供・情報提供 | 福祉課        | 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、地区ごとに開催予定の地域福祉推進会議が開催できなかったが、令和4年7月21日に地域福祉推進大会が開催され、地域の人々の支え合いによる地域づくりについて考える機会となった。<br>開催日：令和4年7月21日<br>内容：【講演】住民同士で支え合う地域づくり、【シンポジウム】これから地域でできそうなことを考える<br>参加者：自治会、民生委員、地域福祉推進員、高齢者クラブ等 215名   | 社会福祉協議会が主体となって開催しており、幅広い関係者の参加を通じた学習機会の提供となった。<br>開催時に行ったアンケート結果には「地区に男性ボランティアが少ない」「どうしたら男性にも（地域活動に）興味を持ってもらえるか」などの意見が複数寄せられており、参加者自ら問題意識を持つ機会にもなった。 | A  |
| 177  | 生活困窮者自立支援事業  |      |                                    | 相談対応の充実・情報提供 | 福祉課        | 生活困窮者やその家族等からの相談に応じ、男女共同参画の視点をもちながらアセスメントを実施して、個々の状況にあったプランを作成し必要なサービスの提供に繋げる。関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援を行った。  | 生活に困りごとや不安を抱えている場合、まず、支援員がきめ細かく相談を受け、どのような支援が必要かを相談者と一緒を考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行った。  | A  |

【重点目標7】 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進

【施策の方向1】 地域コミュニティの「共助」の力を高める男女共同参画の視点に立った基盤づくりへの支援

| 施策番号 | 男女共同参画施策                            | 事業番号 | 事業名        | 担当課                 | 実施した内容 | 評価の理由  | 「どちらかというと配慮できなかった」、「配慮できなかった」理由や課題                               | 推進会議 |
|------|-------------------------------------|------|------------|---------------------|--------|--|--|------|
|      |                                     |      |            |                     |        |  |  | 評価   |
| 62   | 地域コミュニティで男女共同参画を進めるための、学習機会の提供、相談支援 | 178  | 男女共同参画推進事業 | 学習機会の提供・情報提供        | 総務課    | ・男女共同参画セミナーを10月・12月を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大により未実施。<br>・市広報紙へ記事掲載（偶数月 年6回）・ホームページへの掲載や街頭啓発、パネル展示のほり旗掲示、チラシの配布等により男女共同参画の意識啓発により情報提供を行った。   | 男女共同参画セミナーは、未実施となったが広報・ホームページ・街頭啓発でのチラシ・パネル展示など実施し、情報提供できるようにした。 | A    |
|      |                                     | 179  | 地域づくり推進事業  | 学習機会の提供・研修会の実施・情報提供 | 市民協働課  | 自治公民館を拠点とする地域活動の活性化・定着化を図るために、市民がいつでも、どこでも、だれでも気軽に学べる学習活動や体験活動に対して支援を行った。<br>地域活性化活動奨励事業：そば打ち、寄せ植え教室、手芸教室、生け花教室などの体験活動を実施<br>実施自治会数：36自治会（61事業）参加者：933名<br>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業中止とする自治会もあった。 | 地域活性化活動奨励事業が男女の分け隔てなく、男女共同参画の視点を踏まえて行われたため。                      | A    |

|    |                                   |     |             |                     |       |  |   |   |
|----|-----------------------------------|-----|-------------|---------------------|-------|--|---|---|
|    |                                   | 180 | 地域運営協議会支援事業 | 学習機会の提供・研修会の実施・情報提供 | 市民協働課 | 加久藤まちづくり協議会と真幸まちづくり協議会において、コミュニティ担当課職員を含めて定期役員会を実施し、情報共有と相談支援を行った。<br>また各コミュニティマネージャーとは定期的に打合せを開催し個々の相談支援を行った。<br>加久藤まちづくり協議会役員会：5回、真幸まちづくり協議会役員会：6回<br>コミュニティマネージャー打合せ会：6回      | 固定的性別役割分担意識によらず、定例役員会等が開催され、男女共同参画の視点に立った基盤づくりにつながっているため。                     | A |
| 63 | 地域コミュニティにおける協働の手法を活用した地域づくり活動への支援 | 181 | 男女共同参画推進事業  | 学習機会の提供・情報提供        | 総務課   | ・男女共同参画セミナーを10月・12月を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大により未実施。<br>・市広報紙へ記事掲載（偶数月 年6回）・ホームページへの掲載や街頭啓発、パネル展示のぼり旗掲示、チラシの配布等により男女共同参画の意識啓発により情報提供を行った。  | 男女共同参画セミナーは、未実施となったが広報・ホームページ・街頭啓発でのチラシ・パネル展示など実施し、情報提供できるようにした。              | A |
|    |                                   | 182 | 地域づくり推進事業   | 学習機会の提供・研修会の実施・情報提供 | 市民協働課 | 各自治会が主体となり、地域の子どもから大人までが一緒にボランティア活動などの社会奉仕体験活動や、次世代へ引き継ぎ伝承されるような交流活動などに対して支援を行った。<br>世代間交流体験活動事業：十五夜、竹はしらかし、郷土芸能の練習、田植え・稲刈り体験、美化活動など<br>実施自治会数：62自治会 参加者：4,400人（大人3,701人/子供699人） | 地域に潜在する多様な個人の参加により、共助による地域づくりの取り組みが行われたため。                                    | A |
|    |                                   | 183 | 地域運営協議会支援事業 | 学習機会の提供・研修会の実施・情報提供 | 市民協働課 | 新型コロナウイルス感染拡大のため、各地区のまちづくり協議会での研修会は実施できなかったが8月6日に実施した「まちづくり講演会」の情報提供を行い、参加を促すことができた。   | 地域のリーダーである参加者は、まちづくり講演会により、多様な人と人をつなぐ取り組みの重要性を学ぶことができ、地域づくり活動につながることを期待されるため。 | A |

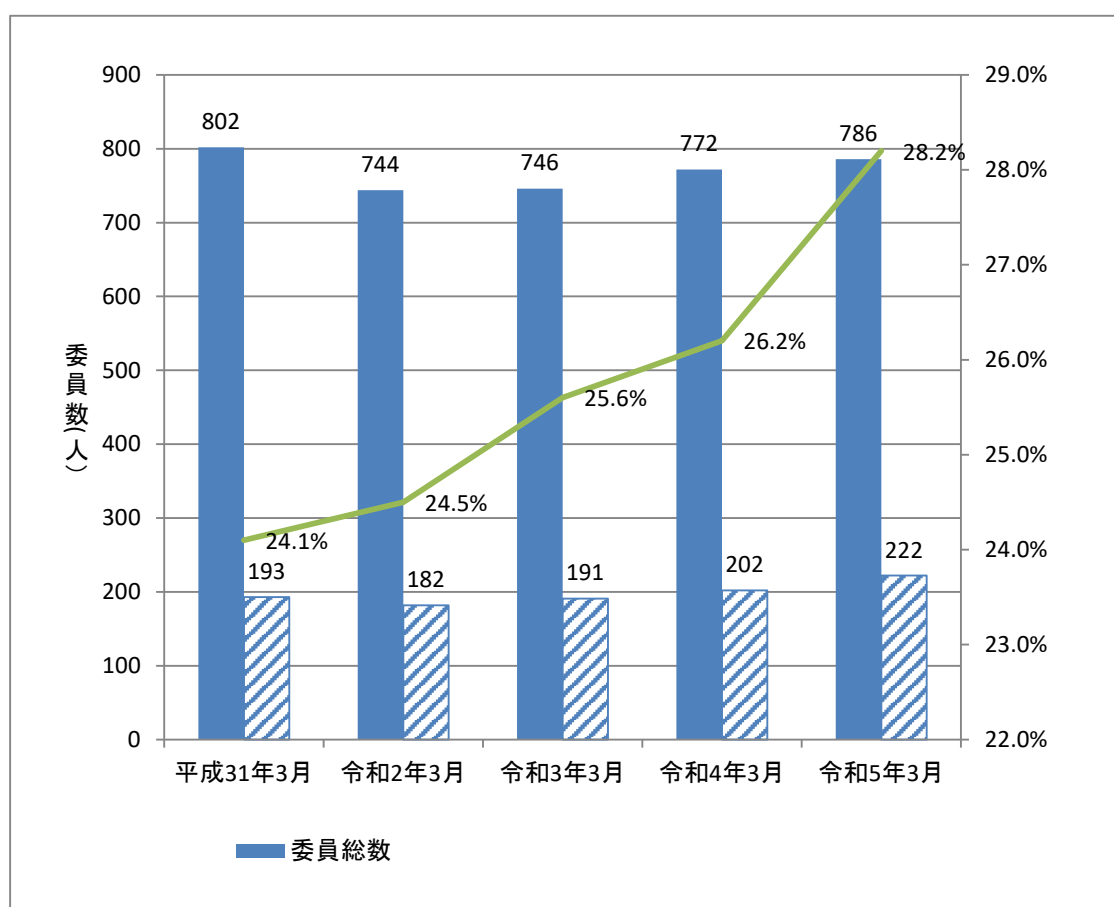
【施策の方向2】 多様な人々による男女共同参画の視点に立った住民参加を進める取組の推進

| 施策番号 | 男女共同参画施策                                     | 事業番号 | 事業名          | 担当課                 | 実施した内容 | 評価の理由   | 「どちらか」と配慮できなかった」、「配慮できなかった」理由や課題   | 推進会議<br>評価 |
|------|--|------|--------------|---------------------|--------|---|--|------------|
| 64   | 地域コミュニティにおける一人ひとりが尊重される話し合い活動の普及             | 184  | 男女共同参画推進事業   | 学習機会の提供・情報提供        | 総務課    | ・男女共同参画セミナーを10月・12月を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大により未実施。<br>・市広報紙へ記事掲載（偶数月 年6回）・ホームページへの掲載や街頭啓発、パネル展示のぼり旗掲示、チラシの配布等により男女共同参画の意識啓発により情報提供を行った。   | 男女共同参画セミナーは、未実施となったが広報・ホームページ・街頭啓発でのチラシ・パネル展示など実施し、情報提供できるようにした。                 | A          |
|      |  | 185  | 地域づくり推進事業    | 学習機会の提供・研修会の実施・情報提供 | 市民協働課  | 地域コミュニティにおける地域づくりのための地域リーダーの育成や幅広い視野でまちづくりのノウハウを学ぶことを目的にまちづくり講演会を開催した。<br>期日：8月6日（土）<br>参加者：103人（男性86人/女性17人）<br>内容：「被災地における関係人口創出の取り組み」<br>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、人数を制限することになった。 | まちづくり講演会に参加した地域のリーダーは、多様な人と人をつなぐ取り組みの重要性を学び、それぞれの地域において、多様な人々による住民参加の促進が期待されるため。 | A          |
|      |  | 186  | 地域運営協議会支援事業  | 学習機会の提供・研修会の実施・情報提供 | 市民協働課  | 各4地区のまちづくり協議会で、グラウンドゴルフや子ども食堂、清掃活動などの多様な地域活動を開催し、年齢・性別を問わず、幅広い年齢層との交流を図ることができた。   | 地域において、性別に関わらず、多様な立場を超えて、活動が行われたことは、一人ひとりが尊重される話し合い活動の推進にもつながると期待されるため。          | A          |
| 65   | 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりを担う地域生活に身近で実践的な人材の育成 | 187  | 男女共同参画推進事業   | 学習機会の提供・情報提供        | 総務課    | ・男女共同参画セミナーを10月・12月を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大により未実施。<br>・市広報紙へ記事掲載（偶数月 年6回）・ホームページへの掲載や街頭啓発、パネル展示のぼり旗掲示、チラシの配布等により男女共同参画の意識啓発により情報提供を行った。   | 男女共同参画セミナーは、未実施となったが広報・ホームページ・街頭啓発でのチラシ・パネル展示など実施し、情報提供できるようにした。                 | A          |
|      |  | 188  | 協働のまちづくり推進事業 | 市民団体との連携            | 市民協働課  | 各4地区のまちづくり協議会で、グラウンドゴルフや子ども食堂、清掃活動などの多様な地域活動を開催し、年齢・性別を問わず、幅広い年齢層との交流を図ることができた。   | コロナ禍であり事業の中止や縮小等があったが、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮し、事業が実施されたため。                            | A          |



## 審議会等への女性委員参画状況の推移

|       | 平成31年3月 | 令和2年3月 | 令和3年3月 | 令和4年3月 | 令和5年3月 |
|-------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 委員総数  | 802     | 744    | 746    | 772    | 786    |
| 女性委員数 | 193     | 182    | 191    | 202    | 222    |
| 女性参画率 | 24.1%   | 24.5%  | 25.6%  | 26.2%  | 28.2%  |



## 各審議会女性委員参画状況一覧表

(令和5年3月31日現在)

| No. | 課・事務局名     | 審議会・委員会名               | 設置根拠                             | 任期年数 | R4年度末現在数 |       |        |
|-----|------------|------------------------|----------------------------------|------|----------|-------|--------|
|     |            |                        |                                  |      | 委員総数     | 女性委員数 | 女性参画率  |
| 1   | 監査委員事務局    | えびの市監査委員               | 地方自治法第180条の5、同法第195条             | 4年間  | 2人       | 1人    | 50.0%  |
| 2   | 農業委員会事務局   | えびの市農業委員会              | 地方自治法第180条の5                     | 3年間  | 27人      | 12人   | 44.4%  |
| 3   | 選挙管理委員会事務局 | えびの市選挙管理委員会            | 地方自治法第180条の5、同法第181条             | 4年間  | 4人       | 1人    | 25.0%  |
| 4   | 総務課        | えびの市固定資産評価審査委員会        | 地方自治法第180条の5、地方税法第423条           | 3年間  | 3人       | 0人    | 0.0%   |
| 5   |            | えびの市情報公開・個人情報保護審査会     | えびの市情報公開・個人情報保護審査会条例             | 2年間  | 4人       | 2人    | 50.0%  |
| 6   |            | えびの市行政改革推進委員会          | 行政改革推進委員会設置要綱                    | 2年間  | 6人       | 2人    | 33.3%  |
| 7   |            | えびの市男女共同参画推進審議会        | えびの市男女共同参画推進条例                   | 2年間  | 10人      | 5人    | 50.0%  |
| 8   |            | えびの市公務災害補償等認定委員会       | えびの市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 | 3年間  | 5人       | 2人    | 40.0%  |
| 9   |            | えびの市人権教育・啓発推進懇話会       | えびの市人権教育・啓発推進懇話会設置要綱             | —    | 13人      | 3人    | 23.1%  |
| 10  |            | えびの市長等政治倫理審査会          | えびの市長等政治倫理条例                     | 2年間  | 5人       | 1人    | 20.0%  |
| 11  | 企画課        | えびの市公平委員会              | 地方自治法第180条の5、えびの市公平委員会設置条例       | 4年間  | 3人       | 1人    | 33.3%  |
| 12  |            | えびの市まち・ひと・しごと創生推進会議    | えびの市まち・ひと・しごと創生推進会議設置要綱          | 2年間  | 15人      | 4人    | 26.7%  |
| 13  |            | えびの市表彰審議会              | えびの市表彰条例                         | 2年間  | 12人      | 2人    | 16.7%  |
| 14  |            | えびの市地域公共交通確保維持協議会(※)   | 地方公共交通の活性化及び再生に関する法律             | 2年間  | 19人      | 1人    | 5.3%   |
| 15  |            | えびの市行政評価外部評価委員会        | 市民の満足度の向上につなげるため「事務事業の外部評価」を実施   | 1年間  | 6人       | 3人    | 50.0%  |
| 16  |            | えびの市政策検証委員会            | えびの市政策検証委員会設置要綱                  | 1年間  | 7人       | 2人    | 28.6%  |
| 17  | 基地・防災対策課   | えびの市安全なまちづくり推進協議会      | えびの市安全なまちづくり条例                   | 2年間  | 15人      | 2人    | 13.3%  |
| 18  |            | えびの市国民保護協議会(※)         | 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第39条 | 2年間  | 29人      | 1人    | 3.4%   |
| 19  |            | えびの市水防協議会(※)           | 水防法第34条<br>えびの市水防協議会条例           | 2年間  | 31人      | 2人    | 6.5%   |
| 20  |            | えびの市防災会議(※)            | 災害対策基本法第16条、<br>えびの市防災会議条例       | 2年間  | 31人      | 2人    | 6.5%   |
| 21  |            | えびの市交通対策協議会            | えびの市交通対策協議会規約                    | —    | 19人      | 1人    | 5.3%   |
| 22  | 市民協働課      | えびの市自治推進委員会            | えびの市自治基本条例                       | 2年間  | 6人       | 2人    | 33.3%  |
| 23  |            | えびの市協働のまちづくり市民会議       | えびの市協働のまちづくり市民会議設置要綱             | 2年間  | 8人       | 3人    | 37.5%  |
| 24  |            | えびの市ぷらいど21助成金審査委員会     | えびの市ぷらいど21基金条例施行規則               | 2年間  | 6人       | 3人    | 50.0%  |
| 25  | 財政課        | えびの市公共工事入札・契約監視委員会     | えびの市公共工事入札・契約監視委員会設置要綱           | 2年間  | 5人       | 2人    | 40.0%  |
| 26  | 健康保険課      | えびの市国民健康保険事業の運営に関する協議会 | えびの市国民健康保険条例                     | 3年間  | 9人       | 4人    | 44.4%  |
| 27  |            | えびの市健康づくり推進協議会         | えびの市健康づくり推進協議会規則                 | 2年間  | 13人      | 6人    | 46.2%  |
| 28  |            | えびの市自殺対策協議会            | えびの市自殺対策協議会規則                    | 2年間  | 16人      | 6人    | 37.5%  |
| 29  |            | えびの市食生活改善推進員           | えびの市食生活改善推進員設置要綱                 | 2年間  | 8人       | 8人    | 100.0% |
| 30  | 介護保険課      | えびの市介護保険運営協議会          | えびの市介護保険条例                       | 3年間  | 8人       | 1人    | 12.5%  |
| 31  |            | えびの市地域密着型サービス運営委員会     | えびの市地域密着型サービス運営委員会設置要綱           | 3年間  | 8人       | 1人    | 12.5%  |
| 32  |            | えびの市地域包括支援センター運営協議会    | えびの市地域包括支援センター運営協議会設置要綱          | 3年間  | 13人      | 5人    | 38.5%  |
| 33  |            | えびの市生活支援・介護予防サービス推進協議会 | えびの市生活支援・介護予防サービス推進協議会設置要綱       | 2年間  | 12人      | 6人    | 50.0%  |
| 34  |            | えびの市高齢者虐待防止連絡協議会       | えびの市高齢者虐待防止連絡協議会設置要綱             | 2年間  | 15人      | 4人    | 26.7%  |

|    |       |                    |                            |     |     |      |       |       |
|----|-------|--------------------|----------------------------|-----|-----|------|-------|-------|
| 35 | 福祉課   | えびの市高齢者保健福祉審議会     | えびの市高齢者保健福祉審議会<br>条例       | 2年間 | 12人 | 4人   | 33.3% |       |
| 36 |       | えびの市養護老人ホーム入所判定委員会 | えびの市老人ホーム入所判定委員会設置要綱       | 2年間 | 6人  | 1人   | 16.7% |       |
| 37 |       | えびの市民生委員推薦委員会(※)   | 民生委員法第8条                   | 3年間 | 7人  | 1人   | 14.3% |       |
| 38 |       | えびの市障害者地域支援協議会     | えびの市障害者地域支援協議会<br>設置要綱     | 2年間 | 12人 | 5人   | 41.7% |       |
| 39 |       | えびの市障害者施策推進協議会     | えびの市障害者施策推進協議会<br>条例       | 2年間 | 19人 | 6人   | 31.6% |       |
| 40 | こども課  | えびの市子どもの未来応援協議会    | えびの市子どもの未来応援協議会<br>設置要綱    | 2年間 | 16人 | 9人   | 56.3% |       |
| 41 |       | えびの市要保護児童対策地域協議会   | えびの市要保護児童対策地域協議会<br>設置要綱   | 2年間 | 18人 | 7人   | 38.9% |       |
| 42 |       | えびの市子ども・子育て会議      | えびの市子ども・子育て会議条例            | 2年間 | 13人 | 6人   | 46.2% |       |
| 43 | 市民環境課 | えびの市環境審議会          | えびの市環境基本条例                 | 2年間 | 11人 | 2人   | 18.2% |       |
| 44 | 観光商工課 | えびの市観光審議会(※)       | えびの市観光審議会条例                | 2年間 | 13人 | 4人   | 30.8% |       |
| 45 | 企業立地課 | えびの市企業立地促進審議会(※)   | えびの市企業立地促進条例               | 2年間 | 7人  | 1人   | 14.3% |       |
| 46 | 農林整備課 | えびの市みどり推進会議        | えびの市みどり推進会議要領              | 3年間 | 11人 | 1人   | 9.1%  |       |
| 47 |       | えびの市畑地かんがい事業推進協議会  | えびの市畑地かんがい事業推進協議会規約        | 2年間 | 21人 | 1人   | 4.8%  |       |
| 48 | 畜産農政課 | えびの市担い手育成総合支援協議会   | えびの市担い手育成総合支援協議会規約         | 2年間 | 13人 | 0人   | 0.0%  |       |
| 49 |       | えびの市農業再生協議会        | えびの市水田農業推進協議会規約            | 3年間 | 11人 | 1人   | 9.1%  |       |
| 50 |       | えびの市交流物産館運営協議会     | えびの市交流物産館の設置及び管理に関する条例施行規則 | 2年間 | 8人  | 1人   | 12.5% |       |
| 51 |       | えびの市人・農地プラン作成検討委員会 | えびの市人・農地プラン作成検討委員会設置要綱     | 2年間 | 12人 | 6人   | 50.0% |       |
| 52 | 学校教育課 | えびの市教育委員会          | 地方自治法第180条の5               | 4年間 | 4人  | 2人   | 50.0% |       |
| 53 |       | えびの市教育支援委員会        | えびの市就学指導委員会設置規則            | 1年間 | 26人 | 12人  | 46.2% |       |
| 54 |       | えびの市奨学生選考委員会       | えびの市奨学金貸与条例                | 2年間 | 6人  | 2人   | 33.3% |       |
| 55 |       | えびの市学校運営協議会        | えびの市学校運営協議会規則              | 1年間 | 71人 | 16人  | 22.5% |       |
| 56 |       | えびの市立中学校部活動検討委員会   | えびの市立中学校部活動検討委員会設置要綱       | 1年間 | 10人 | 2人   | 20.0% |       |
| 57 | 社会教育課 | えびの市社会教育委員会        | えびの市社会教育委員条例               | 2年間 | 10人 | 5人   | 50.0% |       |
| 58 |       | えびの市スポーツ推進委員協議会    | えびの市スポーツ推進委員に関する規則         | 2年間 | 8人  | 4人   | 50.0% |       |
| 59 |       | えびの市スポーツ推進審議会      | えびの市スポーツ推進審議会条例            | 2年間 | 9人  | 4人   | 44.4% |       |
| 60 |       | えびの市文化財保存調査委員会     | えびの市文化財保護条例                | 2年間 | 6人  | 2人   | 33.3% |       |
| 61 |       | えびの市図書館協議会         | えびの市立図書館の設置及び管理に関する条例      | 2年間 | 7人  | 5人   | 71.4% |       |
| 62 |       | えびの市子ども読書活動推進委員会   | えびの市子ども読書活動推進委員会設置要綱       | 2年間 | 10人 | 6人   | 60.0% |       |
| 63 |       | えびの市青少年問題協議会       | えびの市青少年問題協議会設置条例           | 2年間 | 15人 | 4人   | 26.7% |       |
|    |       |                    |                            |     | 計   | 785人 | 221人  | 28.2% |

えびの市男女共同参画基本計画事業実施状況報告書

【令和4年度事業】

発行：えびの市 令和6年3月

編集：えびの市総務課人権啓発室

〒889-4292

宮崎県えびの市大字栗下 1292 番地

電話：0984-35-3711(課直通)

F A X：0984-35-0401

E-mail: [somu@city.ebino.lg.jp](mailto:somu@city.ebino.lg.jp)